

平成26年第3回那須塩原市議会定例会

議事日程（第2号）

平成26年9月3日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 市政一般質問

5 番 佐藤一則議員

- 1．小学校の統廃合について
- 2．地球温暖化対策について
- 3．災害に対する備えの強化と生活安全確保について

20番 山本はるひ議員

- 1．子ども部新設と組織見直しについて
- 2．宿泊体験館メーブルの利用拡大について

12番 鈴木 紀議員

- 1．水道事業について
- 2．英語教育の充実について

1 番 藤村由美子議員

- 1．合併10年にむけた検証について
- 2．市民税等の出納に際し、市が金融機関に支払う手数料について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子君	2番	星宏子君
3番	相馬剛君	4番	齊藤誠之君
5番	佐藤一則君	6番	鈴木伸彦君
7番	櫻田貴久君	8番	大野恭男君
9番	伊藤豊美君	10番	松田寛人君
11番	高久好一君	12番	鈴木紀君
13番	磯飛清君	14番	眞壁俊郎君
15番	齋藤寿一君	16番	君島一郎君
17番	吉成伸一君	18番	金子哲也君
19番	若松東征君	20番	山本はるひ君
21番	相馬義一君	22番	玉野宏君
23番	平山啓子君	24番	植木弘行君
25番	人見菊一君	26番	中村芳隆君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	人見寛敏君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	佐藤章君	総務部長	和久強君
総務課長	赤井清宏君	財政課長	八木澤秀君
生活環境部長	山崎稔君	環境管理課長	舟岡誠君
保健福祉部長	松江孝一郎君	社会福祉課長	藤田恵子君
産業観光部長	藤田輝夫君	農務畜産課長	中山雅彦君
建設部長	若目田好一君	都市計画課長	君島勝君
上下水道部長	須藤清隆君	水道課長	小仁所滋君
教育部長	伴内照和君	教育総務課長	小林一恵君
会計管理者	大島厚子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿美豊君
農業委員会 事務局長	田代晴久君	西那須野 支所長	熊田一雄君
塩原支所長	成瀬充君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	阿久津	誠	議事課長	白井	一之
課長補佐兼 議事調査係長	増田	健造	議事調査係	人見	栄作
議事調査係	小池	雅之	議事調査係	伊藤	靖

開議 午前10時00分

開議の宣告

議長（中村芳隆君） おはようございます。
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員は26名であります。

発言の訂正

議長（中村芳隆君） 一昨日、会議録署名議員に11番、高久好一君と12番、鈴木紀君を指名いたしました。平成26年第2回定例会6月議会で指名しておりましたので、13番、磯飛清君と14番、眞壁俊郎君に訂正いたします。

議事日程の報告

議長（中村芳隆君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

市政一般質問

議長（中村芳隆君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

佐藤一則君

議長（中村芳隆君） 初めに、5番、佐藤一則君。
5番（佐藤一則君） 皆様、おはようございます。
議席番号5番、TEAM那須塩原、佐藤一則です。

通告書に従い、市政一般質問を行います。

ただいま、議場コンサート、ファゴットとオルガンによるデュエットがありました。私の認識不足で、ファゴットとはどんな楽器でどんな音が出るのかわからなく、初めての出会いにわくわくしていました。モーツァルトに会ったことはないのですが、モーツァルトがこの議場に登場したような錯覚を覚えたところでもあります。その調べの余韻がさめやらぬところでございますが、ここで切りかえて質問に入ります。

1、小学校の統廃合について。

文部科学省の調べによると、平成4年度から平成23年度の20年間で約6,800校余りの公立学校が廃校となっております。平成16年度の577校をピークにやや減少傾向を示したものの、近年、年間約500校近くの公立学校が廃校となっております。廃校活用の状況を見ると、建物が現存し、うち何らかの活用が図られているケースが7割で、残り3割が未使用となっており、その活用を促すことが課題となっております。特に少子・高齢化が進む農山漁村地域においては、地域コミュニティーのシンボリック的存在である小中学校の廃校は、さらなる過疎化を加速させ、地域コミュニティーの活力低下を招くのではないかと危惧されています。廃校となった小学校を再生可能な財産として捉え、さまざまな形で有効活用を図り、地域の活性化に結びつけていくことが望まれています。

本市においても、小中学校適正配置基本計画により平成28年度までに統廃合により、小学校4校が廃校になり、寺子小学校もそのうちの1校です。鍋掛小学校と寺子小学校の統廃合の次の点についてお伺いします。

統廃合の進捗状況についてお伺いします。

説明会や意見交換会で、地元からどのような意見や要望があったのかお伺いします。

跡地利用についての考えをお伺いいたします。

以上、最初の質問といたします。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） それでは、佐藤議員の質問に順次お答えをしたいと思います。

まず、統廃合の関係ですが、進捗状況と意見、要望等については関連がありますので、まとめてお答えをしたいと思います。

鍋掛小学校と寺子小学校の統廃合の内容等につきましては、平成25年12月議会の一般質問におきまして佐藤一則議員から質問が出ておまして、お答えをしておりますので、それ以降の進捗についてご説明をさせていただきます。

これまでに、統廃合の時期につきましては、平成27年4月1日、また学校の名称につきましては「鍋掛小学校」とすること、また校章は現在の鍋掛小学校のものを継続して使用する、校歌につきましては、現在の鍋掛小学校のものを一部変更して使用するということが決定しております。2月には各校の学区におきまして地域説明会を開催したところでございます。

説明会の際には、今まで特色ある教育活動が行われてきたので、統廃後も成功体験ができるような活動を続けてほしいというようなご意見、また学校が行っている交流授業の様子を見たが、先生方が協力的で安心をした、子どもたちも打ち解けてくれてほっとしたなどのご意見をいただいております。

ことしの4月になりまして、寺子小学校のPTA部会の方々と一緒に、中型バスを使いまして試走を行っております。スクールバスの停留場所やルートについて調整を行ってきたところでございます。

現在は、記念碑や学校の歴史の保存方法、またPTAの会則等についてすり合わせ、部活動の持

ち方など細かい部分について、各専門部会において協議を続けているところでございます。

去る7月5日にはPTAの交流事業としまして、鍋掛公民館の体育館を使いまして、保護者のドッチボール大会を行ったところでございます。

今後も、統廃合準備委員会の中で丁寧に協議をしていきたいと考えているところでございます。

最後に、3番目の跡地利用についてお答えをいたします。

跡地の利用につきましては、8部局2支所の代表から成ります市内の小中学校跡地活用庁内検討委員会の中で検討を行っております。

寺子小学校の活用につきましては、5月13日の鍋掛地区の自治会長の役員さんの皆さんに、また8月5日には鍋掛地区の自治会長全員の方との意見交換会を行っております。その交換会では、平成22年2月ごろから地元で協議をしてきたというご意見も提案として出されたところでございます。現在、これらのご意見をもとに、庁内検討委員会で検討を進めているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ただいま答弁をいただきました、について一括して答弁をいただきましたので、一括して再質問をいたします。

統廃合の時期、平成27年4月1日に向け、学校名、校章、校歌が既に決定し、記念碑や学校の歴史の保存方法、PTA会則等の細部についての継続協議については理解したところであります。

寺子小学校のPTA部会員と一緒に中型バスで試走を行い、停留場所やルートについて調整を行っているということですが、これは下校時も含めてとしてよろしいのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） お答えいたします。

スクールバスにつきましては、登校はもちろんですが、下校につきましても低学年、また高学年、部活動と、それぞれの時間帯を検討しながら、現時点では下校時には3本のスクールバスを運行する予定で調整を進めているところです。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） それらの運行につきましては、寺子小学校の部会員の方からの要望どおりということでもよろしいのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） お答えいたします。

これまで、部会の方とも何度か協議を進めている中で、具体的には寺子地区から鍋掛小学校に向かうルートとして2ルートを検討しております。

1つは、望田、平場等通ってあじさい橋から鍋掛小学校へ、もう一つにつきましては、豊岡、寺子、杉渡戸を通して昭明橋から小学校へと、それぞれ地元の方々のご要望、ご意見を反映する形で検討しているところです。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） それにつきましては、よくわかりました。

これまで統廃合準備委員会の中で丁寧な説明、協議により、順調に進捗していることを理解するとともに、大変うれしく思っております。

統廃合まで7カ月を切っております。残された幾つかの協議事項も、円滑に平成27年4月1日が迎えられるよう、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

について、再質問をいたします。

自治会長会からどのような意見が出されたのか

お伺いします。また、地元で協議してきた意見はどのようなものかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） お答えいたします。

自治会長会、また地元の全体の会議の中で、何点か案という形でお示しをいただきました。

一つには、寺子5地区の自治公民館を集約する形は検討できないかとか、あとは避難所として継続的に利用できないか、また、老人等が集えるような集会施設はどうであろうかとか、道の駅、またコミュニティーの拠点であるとか、そういったものが自治会長会の中で出された意見でございます。

また、平成22年から地元で検討してきた内容につきましては、仮称ではありますが、「ふれあい寺子屋」というような名称の中で幾つかご意見をいただいております。その中で数的にはかなり出ているわけですが、例えば天体観測の教室に活用できないかとか、工房を設置できないか、また宿泊施設であるとか、寺子の歴史教室、そういったものを残せないか、また老人保健施設的なものが設置できないか、それと農産物直売所なども併設できないかと、いろいろ検討された意見についていただいているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） たくさんの要望、意見が出されているということですが、廃校によってさらなる過疎化を加速させないよう、跡地の有効利用を図りまして、地域の活性化に結ぶような廃校の利用ということで、今後ともどうぞよろしくお願いを申し上げます、次の質問に入ります。

2、地球温暖化対策について。

私たちの社会は、さまざまな背景により形づくられており、その一つに、それぞれの地域の気候

があります。その気候が、地球規模で私たちが経験したことのないものになりつつあります。現在の地球は、過去1400年で最も暖かくなっています。この地球規模で気温や海水温が上昇し、氷河や氷床が縮小する現象、すなわち地球温暖化は、平均的な気温の上昇のみならず、異常気象（熱波）や大雨・干ばつの増加などのさまざまな気候の変化を伴っています。その影響は、早い春の訪れなどによる生物活動の変化や、水資源や農作物の影響などで既にあらわれています。将来、地球の気温はさらに上昇すると予想され、水、生態系、食糧、沿岸域、健康などで、より深刻な影響が生じると考えられています。

20世紀半ば以降に見られる地球規模の気温の上昇、すなわち現在問題となっている地球温暖化の支配的な原因は、人間活動による温室効果ガスの増加である可能性が極めて高いと考えられています。大気中に含まれる二酸化炭素などの温室効果ガスには、海や陸などの地球の表面から地球の外に向かう熱を大気に蓄積し、再び地球の表面に戻す性質（温室効果）があります。18世紀半ばの産業革命の開始以降、人間活動による化石燃料の使用や森林の減少などにより、大気中の温室効果ガスは急激に増加しました。この急激に増加した温室効果ガスにより、大気の温室効果が強まったことが、地球温暖化の原因と考えられていますので、本市の取り組みについてお伺いします。

本市の最新の温室効果ガス排出状況と排出量削減目標をお伺いします。

家庭や事業所・商店などからの温室効果ガス排出削減に対して本市の果たす役割についてお伺いします。

再生可能エネルギー導入拡大に向けた施策についてお伺いします。

環境負荷の少ない生活様式の定着促進の施策

についてお伺いします。

環境負荷の少ない事業活動の取組促進の施策についてお伺いします。

環境負荷の少ない集約型都市構造への転換の施策についてお伺いします。

森林吸収源の確保の施策についてお伺いします。

以上、2つ目の質問といたします。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君の質問に対し、答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） それでは、地球温暖化対策についてお尋ねがございましたので、順次お答えをいたします。

本市では、短期目標を平成28年度、中期目標を平成32年度とした市地域地球温暖化対策実行計画「区域施策編」を昨年6月に策定し、同年10月より計画を推進しているところでございます。

本市の最新の温室効果ガス排出状況と排出量削減目標についてですが、排出量は直近の集計結果である平成23年度が二酸化炭素換算の重量で119万1,000tであります。また、排出量削減目標は、平成21年度を基準とし、平成28年度までに8%の削減、平成32年度までに15%の削減としております。

の家庭や事業所・商店などからの温室効果ガス排出削減に対してでございますが、本市の果たす役割、これにつきましては、家庭や事業所などが地球温暖化防止の取り組みを進めるために、市民、市民団体、事業者団体、行政から成る62名の委員で組織する環境連絡会と連携いたしまして、必要な仕組みを整備するとともに、意識啓発や情報提供などの支援を行うことであり、去る8月19日にも今年度第1回の環境連絡会を開催し、意見交換をしたところでございます。

の再生可能エネルギー導入拡大に向けた施策についてですが、太陽光発電の普及促進のため、平成24年度より一般住宅向け太陽光発電装置の設置に対して補助を行っておるところでございます。

また、県や関係機関と連携し、小水力発電や木質バイオマスなどの地域に即した再生可能エネルギーの導入を促進することとしております。

の環境負荷の少ない生活様式の定着促進の施策についてですが、それには、まず、市民一人一人の気づきが重要です。家庭から排出される二酸化炭素の量やそれに伴う光熱費、これを知ること環境に配慮した行動を始めるきっかけとするため、本年度から、那須塩原市版の環境家計簿、これを全戸に配布し、取り組みを呼びかけているところでございます。

の環境負荷の少ない事業活動の取組促進の施策についてですが、商工会と連携した中小事業者からの省エネや二酸化炭素削減等に関する相談体制づくり、一般財団法人省エネルギーセンターを活用した無料省エネ診断の実施、市役所の環境マネジメントシステムをもとに、中小事業者向けに作成した環境マネジメントシステムの普及促進に取り組んでおります。

の環境負荷の少ない集約型都市構造への転換の施策についてですが、こちらにつきましては都市計画マスタープランに基づき、計画的な土地利用の推進に取り組んでおります。

の森林吸収源の確保の施策については、森林が持つ二酸化炭素吸収機能を高度に発揮させるため、関係機関と連携し、計画的な間伐等の森林管理、伐採跡地への再造林を促進するほか、森林の整備需要を喚起するため、間伐材を初めとする地場産材の利用促進等でございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ただいま2番目の答弁をいただきました。これにつきましては、 から まで関連していますので、一括して再質問をいたします。

昨年6月に作成された那須塩原市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」により、同年10月より計画推進しているということですが、初めに、温室効果ガスには二酸化炭素のほかにメタンや一酸化二窒素ほか計6種類のガスが対象になっていますので、二酸化炭素にどのようにして換算しているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） やや専門的な話でございますが、こちらの排出量の換算につきましては、国が示した大きなところの数値、これを栃木県のほうにも配分した数値があります。それに基づきまして、本市の幾つか計算数がございしますが、そういった指数等を使って実際に算出をしているということございまして、先ほど直近の集計結果で119万1,000tと、このように申し上げましたが、イメージとしてわかりやすい例えで言うと、およそ東京ドームで約490杯分と、このような数字というふうに考えていただいて結構でございます。そういう仕組みになっております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） これは6種類ある中で二酸化炭素に換算しているということは、一番排出量の大きい二酸化炭素に合わせているということでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） 議員お尋ねの中で、そのような換算の方法について今ご指摘がありましたが、そのような理解で進めております。特に

二酸化炭素につきましての排出量というものは、各業務あるいは産業、そういったものの占めるところからそういったものも取り込んで、一般的な二酸化炭素の排出量総体という捉え方で進めているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） それにつきましては理解したところであります。

次に、短期目標として、平成28年度までに8%、中期目標を平成32年度までに15%削減するということですが、この数値は京都議定書で日本に割り当てられた数値と関連はあるのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） この数値の設定の仕方についても若干説明が必要かと思いますが、現状の趨勢による推定値、こういったものから本市の各部門における削減、これは例えば産業部門であったり、民生の家庭部門、あるいは民生業務部門、これは一般的に営業とか、そういった民間活動の分野でございますが、それに運輸部門と、こういった各部門の削減目標を先ほど申し上げました環境連絡会等々の会合の中でももんでいただいて、11%程度の削減は可能であろうということから設定をいたしまして、そのほか本市の例えば市民、事業者、そういったところからさらなる削減に取り組んでいただきたいと、取り組むべきだということで、4%削減ということで、合わせて15%という数値を設定をしたところでございます。言わば本市の現況から推して、そのような数値の設定をさせていただいたということでございます。

もう一つ、国・県が掲げている削減がございます。これは佐藤議員ご指摘のように、例えば東日

本大震災によりますいわゆる電源構成の変動ということがございまして、国・県は平成20年までを目標として、当初1990年比で25%というものを打ち出しましたが、先ほど申し上げましたような東日本大震災等により、電源構成の変動ということ、あるいは京都議定書の約束の期間が終了ということから、見直しをかけまして、国は、平成20年度までに3.8%の削減、これは2005年比でございますけれども、平成5年比で2020年度までに3.8%、県におきましては同様に4.7%の削減という現在数値を打ち出しております。

本市ですが、先ほど申し上げましたように、昨年そういった環境連絡会等を通じまして目標値を設定はしたところでありますが、計画書ができて、すぐにそういった数値の変動ということ、外部環境も変わってきたということから見直す必要もあるのではないかなという感じはしておりますが、できて、まだ実行推進して1年でございますので、今後そういった外部環境等の変化によりましてこの削減値も見直す時期も来るのではないかと、このような感じはしております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） やはり東日本大震災ですか、それによりまして変更を迫られるということでございますが、当面は基準年を平成21年度として平成32年度までに15%の削減目標ということでございますが、そうすると、これは平成21年度が基準となりますので、その年に105万1,000tですので、最終的には89万7,000tということで、当面はそれでいくということによろしいのですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） 当面は私どもで策定した実行計画に沿って活動していきたいと考え

ておりますが、先ほど申し上げましたように、東日本大震災による外部環境の変化、変動というのは著しいものがありますので、そういった目標を設定したからには、達成を当然しなければならぬという目標もございます。ここから見直しも今後出てくるだろうということで、当面はこの計画で実施をしていきたいと、このようなご理解をお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） やはり東日本大震災の影響というのはこういうところにあらわれていることで、本当に苦慮されていると思っておりますが、目標に向けて今後もよろしくお願い申し上げます。

温室効果ガスについてはいろいろな部門から排出されていると思っておりますが、産業、民生（家庭）、民政（業務）、運輸、廃棄物、各部門にそれぞれが割り当てられていると思っておりますが、各部門での削減目標をお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） これにつきまして、先ほど申し上げましたやや聞きなれない言葉ではございますけれども、一般的な民生（家庭）部門、こちらにつきましては1.5%、あるいは民政（業務）部門につきましては3.7%、運輸部門につきましては3.0%、そのほか再生可能エネルギーへの転換ということから1%程度、そのほか森林吸収関連で、やはりこちら1.08%ということ、さらに先ほど申し上げました行政だけでは進めませんので、行政、市民一体的な協力をいただいた中で4%削減ということで、合わせて先ほど申し上げました15%、そういう形になろうかと思っております。内訳としては、そのような部門別の削減率は今申し上げましたとおりでございます。よ

ろしく申し上げます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） 各部門からの削減目標ということは理解したところであります。やはり家庭から排出される二酸化炭素や、それに伴う光熱費を市民一人一人が知ることが重要なことから、本年度、那須塩原市版環境家計簿を全戸に配布して取り組みを呼びかけることに対しましては、十分理解をしているところでございます。

過日、政務活動で宮古島のほうにおいて、スマートシティについて検証してきました。その取り組みの一環として、やはりエネルギー管理システムを公募して、家庭部門で200世帯、事業所部門25カ所、農業部門19カ所、農業部門とは、宮古島については全て農業用水は水道がない、地下水を利用しているということで、大きなポンプを使ってそれをくみ上げて利用しているということで農業部門19カ所、大型施設では宮古島の市役所、病院、空港ターミナルビル、リゾートホテル2施設の計5カ所で実証をしていました。将来的には全家庭で取り組むことということでした。それによってピークカットや平準化、そちらの実行によりまして、エネルギーの削減に努めていくということでもございました。本市においても、家庭環境簿が浸透、活用され、成果が上がることを期待しております。

次、森林吸収源の確保は、二酸化炭素排出削減に大きく関係してきます。再生可能エネルギー導入拡大に向けた施策の一つである家庭向けの太陽光発電装置は理解するところでありますが、最近、森林を大規模に切り開いて太陽光発電装置が見受けられますが、そのことに対してはどのように捉えているか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） 市全体的な受けとめ方、捉え方ということではなく、ちょうど生活環境部長としての今の現状を捉えた、現状に鑑みた感想といえますが、そういうことになってしまっていますが、一方では、再生可能エネルギーということで、非常にクリーンエネルギーということで、こここのところ非常に加速をしている現状がございます。その敷地はどうなんだということになると、どうしても平地林であったり、森林の伐採というのがややそういう土地に立地、設置をしているというところがございます。ですから、相対的にはどちらが環境に優しいのかということになりますと、先ほども申し上げました森林吸収という一分野、部門を眺めた場合は、どちらがより進めるべき方向性なのかなという感じはしておりますが、いずれにしても、現行では特に太陽光パネルの設置につきます規制とか、そういったものもまだ国のほうからもかかっている状況でありますので、私としては、今、自然体として本市の状況を眺めるということに終始するしかないのかなと。ただ、伐採された森林の造林とか、また森林をふやしていくという観点からすれば、今後その関係機関とか、森林組合とか、そういった部署と連携をしながらそれらの推進をお願いすると、こういうところがございます。そういうふうな感じを持っています。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） やはり部長のおっしゃるとおり、再生可能エネルギーと二酸化炭素の吸収源である森林の伐採地の相反するものがあると思いますので、最大限の二酸化炭素削減の方向に向けて、今後も対策のほうよろしくお願い申し上げます。

近年、世界各地で異常気象による被害が頻発し

ており、本市においてもこれまで経験したことのないような局地的豪雨など、異常気象が発生しております。これらの異常気象には地球温暖化が考えられております。温室効果ガスの削減、再生可能エネルギーの利用、森林吸収源の確保の対策により、目標が達成され、自然災害のない住みよい社会を願っております。

続きまして3、災害に対する備えの強化と生活安全確保についてお伺いをいたします。

平成10年の那須水害、平成23年の東日本大震災では、本市においても大きな被害を受けました。また、近年の異常気象により、気象警報の発令回数も急増しています。一方、市内の火災発生件数は依然高い状況が続いており、引き続きの消防力の強化が必要と考えられますので、次の点についてお伺いいたします。

平成27年10月1日に始まる那須地域消防広域化の進捗状況についてお伺いします。

消防施設や車両の充実の取り組みについてお伺いします。

消防団の充実・強化の取り組みについてお伺いします。

消防救急通信体制の充実の取り組みについてお伺いします。

防災予防体制の強化・充実の取り組みについてお伺いします。

市民協働による災害に強いまちづくりの推進の取り組みについてお伺いいたします。

以上、質問をいたします。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 佐藤議員の質問に私からもお答えいたします。

この3番の災害に対する備えの強化と生活安全

確保についてでございますが、 の那須地域消防広域化の進捗状況から順次答えてまいります。

平成27年、来年の10月1日の黒磯那須消防組合と大田原地区広域消防組合との統合による広域化につきましては、広域化に関する必要事項の協議を那須地域消防広域化協議会において進めてまいりました。現在まで6回開催をして、当初予定しておりました協議調整事項42項目全ての協議を終了しております。

今後は、協議を終えた協議調整事項の結果をもとに、広域消防運営計画や組合規約について、引き続き協議を重ねてまいります。

また、新たな本部庁舎の建設につきましては、平成27年、来年の10月開庁予定で、ことし3月から工事に着手しております。

次に、消防施設や車両の充実の取り組みについてですが、消防活動の拠点となる消防庁舎の整備につきましては、広域化後に整備計画を策定することとなっております。

消火活動において必要となる防火水槽につきましては、耐震性の防火水槽を毎年度継続して現在新設しております。

また、消防組合の消防車両につきましては、車両の種別により更新時期を定めて、計画的に更新しております。

の消防団の充実・強化の取り組みについてですが、近年の異常気象や火災発生件数の高い状況の中、市民生活の安全対策の強化を推進していくためにも、消防団の充実・強化は欠かせないものであると認識しており、減少傾向にある団員の確保が重要と考えております。

団員確保につきましては、何も那須塩原市だけではなくて全国的な問題でもございますが、本市としては、市の広報紙による募集や消防祭りでのPR活動などを行っておりますが、今年度におい

ても7月20日号の市の広報紙で消防団の特集記事を掲載いたしました。

また、施設等の充実・強化の取り組みにつきましても、原則として、活動の拠点となる消防詰所の建てかえを築後35年目に、消防自動車については、経過年数20年目に順次更新を行っております。

次に、消防救急通信体制の充実の取り組みについてですが、新たな本部庁舎の建設にあわせ、南那須地区広域行政事務組合及び塩谷広域行政組合と共同で消防救急無線をデジタル化するとともに、高機能消防指令センターを本部庁舎内に整備をし運用する予定となっており、これも順調に進んでおります。

この指令センターシステムの特徴としましては、現在は119番通報の受け付け後の出動車両の隊編成、出動指令などの業務を手作業で行っているものを、導入後は、システムに登録しておいた情報により、素早い災害現場の特定から、出動隊の編成及び出動指令までが自動化となり、現場到着時間の短縮が図られ、迅速で効果的な消防活動が可能となることになっております。

消防救急無線のデジタル化に伴いまして、消防団の車両に搭載しております消防救急無線の受令機につきましても、デジタル化方式に対応できるものとする予定で進めております。

また、 の防災体制の強化・充実の取り組み、また、 の市民協働による災害に強いまちづくりの推進の取り組みにつきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

災害予防体制の強化・充実のためには、市や消防、警察の関係機関だけでなく、地域防災において重要な役割を担う自主防災組織との連携も重要となります。

そのために、毎年度実施しています市の総合防災訓練では、関係機関はもとより、自主防災組織

との協働による訓練も行い、災害に強いまちづくりを進めております。

また、自主防災組織の結成及び活動の推進につきましては、毎年度全自治会長を対象とした説明会、あるいは組織結成に係る経費の補助、結成後の活動に要する費用の補助、活動するのに必要となる資機材購入に対する補助を行っており、地域住民への説明なども実施しております。

平成25年度からは、地域における防災リーダーを養成することを目的として、防災士養成事業も実施しております。

これらの事業により、地域での防災力の強化・充実を引き続き図ってまいります。

以上で第1回の答弁とします。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） ただいま答弁をいただきましたので、順次再質問をさせていただきます。

については、平成27年、来年度始まる那須地域消防広域化に向けて協議調整事項及び新しくなる本部庁舎の建設ともに順調に進んでいることを理解をいたしました。

につきましては、消防活動の拠点となる消防庁舎の整備については、広域化後に整備計画を策定するということですが、その消防庁舎とはどの消防庁舎かお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） ただいま再質問というように、整備計画を策定する、その中においての施設はどういったものかというふうなご質問かと思えます。

まず、老朽化という点でございますけれども、やはり何といたしましても黒磯那須消防本部が築後43年が経過するというふうなことでありますので、黒磯那須消防本部ということになるかと思いま

すが、そのほかにも例えば塩原の分署でありますとか、あるいは那須湯本分署、板室分署、そういったところにつきましても、昭和40年代というふうなことでありますので、そういう老朽化した施設等々につきましても、織り込んだ計画となるものというふうなことであります。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） その庁舎計画につきましては、よくわかっており、理解したところであります。

今回の大田原広域消防組合消防本部は、今回の新庁舎建設により問題が解消されますが、昭和46年7月7日竣工で老朽化が進んでいる上、耐震的に問題がある現在の黒磯消防本部が整備前に使用できなくなり、市民の安全を守る拠点の消防署が難民にならないような早急な対策をよろしくお願いを申し上げます。

について再質問をいたします。

消防団の施設、車両等の充実・強化については理解したところでありますが、全国的に苦慮している団員の確保について、多様な取り組みに対しては感謝するところであります。その取り組みにより、成果が出ているのかどうかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 団員確保の成果というふうなご質問でありますけれども、なかなかその成果といいますものは、数字にしますと、やはり年々団員の数は減ってきているという現状がございます。ただ、その減り幅につきましては、そんな大きいものではないというふうなことであります。特に塩原消防団につきましては、かなり充足率を満たしているというふうな状況にあります。

ただ、やはり減っているということでございますので、やはり先ほど市長からも答弁がありましたように、今後PR活動、あるいはそのほかの施策につきましても検討をしなければいけないというふうな認識を持ってございます。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） その取り組みについては理解したところであります。本市の消防団はハード面、ソフト面ともに充実していると思っております。特に、ソフト面では本年ポンプ操法競技会において、黒磯消防団第1分団、第5分団、那須塩原市消防那須支部、栃木県各大会に優勝し、来る11月8日に東京臨海広域防災公園で開催される全国ポンプ操法競技会に出場する快挙をなし遂げたところであります。その団員はいかに優秀であっても、確保できなければ、その組織力が十分に発揮することができません。社会情勢により、大多数の消防団員が勤めながら活動している昨今であります。行政だけで解決するには限界があると思います、当然。企業の理解や地域との連携、消防団に対するPR活動等も今後も続けていただきまして、団員確保のために全力を向けて対策のほう、よろしく願いを申し上げます。

続きまして、 については、アナログ無線が終了し、デジタル無線に円滑に移行し、119番通報後、現場到着時間が短縮されることと、消防団の車両に搭載されている受令機にも対応できることは、よく理解をできたところであります。消防団員や市民への周知方法はどのようにするのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） ただいまご質問にありましたのは、消防団緊急伝達システムの件かと思っております。現在、アナログ波というふうなことで、

このくりにつきましては作動しているわけではございますけれども、平成28年の5月までしかそれが利用できない。それ以降についてはデジタル化になるということになってございます。この緊急伝達システムの主な概要といたします、今議員がおっしゃったように、消防団員、あるいは住民の方に災害、それから消防団としての出動要請、そういったものを素早く伝達するというふうなことになるわけでありまして、消防団員への伝達といたしますものは、大体最近メールでの配信が多くなってきているということにあります。これはなぜかといいますと、やはり団員の方、サラリーマンの方が大変多くなってまいりますので、日中自宅のほうにはいらっしやらないというふうなことがあります。そんなところから、やはりメールのほうに確実に連絡ができるということで、順次メールのほうに切りかえているというふうな現状でございます。

また、付近住民、災害が起こった近隣の住民の方々については、サイレンを鳴らすことで何かあったぞというふうなことをお知らせしているわけではございますけれども、現在のこの緊急伝達システムをデジタル化というふうなことになりますと、かなりの費用がかかると言われております。そんなところから、今後につきましては、消防署あるいは消防団の皆様方と十分話し合いをしながら検討していきたいと考えております。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） やはり今、問題になっておる日中消防団員が地元にはいないということでメールの配信ということで、その辺はよく理解をしたところであります。

やはり市民一人が危機管理の意識を持ち行動するのが基本かと思っておりますが、全ての人が大雨や土砂崩れの情報を把握できないのが現状であ

ります。深夜から未明にかけて起きる災害に対し、市民への情報提供や避難勧告をどのように捉えているのかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） ついこの間もこんな大雨が降りまして、土砂災害警戒情報というものが出たということがございました。そういった場合、やはり一刻も早くそういう状況にあるというふうなこと、それから、必要があれば避難所を開設したとか、そういった情報をやはりいち早くお知らせをしなくてはならないというふうに考えているところでございます。

それにつきましては、実際この間の件で申し上げますと、まずは自治会長さん、あるいは自主防災組織が結成されておりますれば、そちらの会長さんということになります。そちらにまずは電話連絡をいたしました。また、不在の方もいらしたわけなんです、その会長さんたちにつきましては、近所の方等に連絡を差し上げまして、こういうふうな状況であって、また避難所も開設しているということでご連絡のほうを差し上げたということになっております。でありますので、やはりそういった情報等がございましたときには、素早くその対象となる住民の方にお知らせすることが重要かと思っております。また、その連絡がつかなかったところがあったわけなんです、それは近所の方というふうなこともありましたけれども、実際に私どものほうで主導いたしまして、個別に歩きまして、こういうことだから避難所も開設してございますよ、必要なときはすぐに避難してくださいという忠告も行ったところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 5番、佐藤一則君。

5番（佐藤一則君） そのあたりにつきましては、よくわかりました。

やはり、先月、広島市で発生いたしました大雨による土砂崩れ災害も未明に発生し、多くのとうとい身体・生命・財産が失われております。当地においては、記録的な降水量で未曾有の被害をもたらした那須水害があります。迅速な情報により、被害を最小限に食い止められるよう、今後もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

、 についてであります。地域防災においては地形、家族構成等を熟知している自主防災組織が重要な役割を担うことから、市や消防、警察などの関係機関との連携強化が重要かと思っております。今後も実際の災害を想定した総合訓練等で災害に強い地域づくりを願っております。

以上で私の市政一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で5番、佐藤一則君の市政一般質問は終了いたしました。

質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

山本 はるひ 君

議長（中村芳隆君） 次に、20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、通告に基づ

きまして質問を行います。

1、子ども部新設と組織見直しについて。

6月定例会の市政一般質問の中で、市長は、子ども部新設については、制度設計をして後、来年度に新設したい、人口を減らさないということを原点に、定住促進のために、杉並区の子ども応援券のようなこと（親の子育て力、地域の子育て力を高めることが狙い）を考えているという発言をしました。そこで、子ども部の新設と組織の考え方について伺います。

来年度新たに子ども部を創設することの必要性を伺います。

組織の中でそのほかに手直しをする部署について伺います。

全体の組織見直しについての考え方を伺います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 山本議員の質問に、順次私からお答えいたします。

子ども部新設と組織見直しについてでございますが、まず、の来年度新たに子ども部を創設することの必要性についてですが、これにつきましては、定住促進計画における重点的な施策として子育て環境の整備を掲げてまいりました。子ども部の創設につきましては、この4月ちょっと前のころから庁内で検討しておりましたが、いざやろうと、こういうことになると、とめどもなく課題が出てくると、こういうことでございまして、基本的には子ども部の新設については、走りながら整えていくと、こういうことにならざるを得ない。そうでないと、よそでつくっているものの物まねに物まねというのですか、ちょっとそういう

のを模倣する形が出そうになると、こういうことも懸念しております。那須塩原として最も合った子ども部は何かと、こういう観点から、12月の条例制定に向けて現も教育委員会、市長部局、そして副市長も専門家ですので、入っていただいて、保健福祉部、特に子ども課、こういうのが中心になって、現も協議を進めております。できればきちとした、一本筋の通った、総花的な子ども部でない、そういう子ども部をイメージして今進めておりますが、その中心に来るのは、例えば現もまだ決定していませんが、発達支援、こういうものを中心にした教育委員会と保健福祉部の徹底した融合といえますか、こういうものを中核に据えて、あとは、いわゆる保育、そして学童保育を含めて、子どものこの市で持っている課題、こういうものを徹底して追求して、決して物まねではない、この市にとって最も大事な、それでもなお、来年の4月の発足時に全てを網羅する子ども部はちょっと難しいのではないかと、こういうことも考えておりますが、発足をして、3年から5年の間に完成形を目指したいと、こういう形の中で現在話し合いが煮詰められております。

特に、本市においてだけではなくて、どの市もそうなんですけれども、誰もが子どもを安心して産み育てることのできる環境を整備するため、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築するなど、子育て支援に関する継続的で質の高いサービスの提供を担う組織を強化していくことで、より一層、子育て政策を推進し、ひいてはこのことは定住促進に必ずいい結果を出すものと、こう考えております。

ここで、じゃ、子ども部が今、県内でブームになっているか、そうではありません。というのは、大きな市ほど子どもの数が人口比で余りふえない状況がありまして、子どもの数が比較的減らない

市、これについては小山、宇都宮、那須塩原、この3市については、子どもの政策に対する課題というのはとても大きな課題に現在なっている。よその市は何となく子どもの数がかかりの率で減っている、残り課題として他市町村の首長会等でも、副市長会等でもそうだったそうですが、残り話題になってこない、こういう現状にございます。お話伺って、いつも忘れない数字があるんですが、那須塩原の1年生から中学3年生までの9年間の子どもの数というのは1万数百人、ほとんど減らない。ですから、6歳児までというと6,000人を超していると、こういうことになりますので、この子ども部の創設については今だと、こういう強い信念のもとに現在作業を進行させていただいております。

また、この組織の中でそのほかに手直しをする部署についてですが、これは大幅な手直しではございません。定住促進施策をより強化するための体制づくりとして、企画部門における施策推進の強化、いわゆるシティープロモーションの強化を図れる組織体制等について、小規模だと理解していますが、現在あわせて検討を行っております。

また、この全体の組織見直しについてもお答えをいたします。

本年度におきましては、那須塩原市として喫緊に取り組むべき課題である人口減少社会に対応した定住促進施策の強化を図る組織を構築することといたします。

次年度以降につきましても、総合計画後期基本計画が平成28年度をもって終了することから、第2次総合計画を円滑に進めるための組織の検討にあわせ、新庁舎を見据えた組織の検討を行ってきたいと考えております。

派生するさまざまな問題等につきましても、順次質問の中でまたお答えしたいと思います。

1回目の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 最初に、この子ども部の新設というところで再質問をしたいと思います。

今のお答えの中ですと、子ども部の子どもの捉え方は、生まれたお子さんから一応小学校卒業する12歳までというふうに捉えてもいいのかどうか、確認をしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 18歳、子ども部の業務の対象となる年齢ということだと思いますけれども、児童福祉法では、子どもの捉え方18歳までというような規定がございますけれども、18歳で区切れるかどうか、ただ現在も子ども課の中では婦人相だとかDV等、年齢にかかわらず業務が行われていますので、詳細は所管業務が明確にならないと何歳までというようなことが、ちょっと今、現時点では申し上げられないという状況でございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 市長の先ほどのお答えですと、子ども部が完成するのが3年から5年かかるんだと。でも一応、来年の4月からは理想どおりにはいかないけれどもつくっていくことであるならば、子ども部の子ども、つまり対象にするところがはっきりしないと、どういうものをその子ども部に入れてくるかということの問題になってくる。幾つ課をつくるのか、どんな課をつくるのか。今、福祉の部分にあるものと、それから教育部の中の学校教育にあるものと、あるいは生涯学習の中にあるものと、もっと言うと、外に出ている施設もありますよね、その辺のところをどこまでを所管するのかは、一番最初に決めないと組織はできないのではないかなと思うので、

その辺のところは、じゃ、検討はまだ進んでいないわけですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 子ども部が所管する業務について、先ほども述べましたが、現在検討しているところでございます。先ほど申しました婦人相談の部分とかDV等の部分、現在子ども課で所管している部分もありますので、そういった所管等含めて検討を現在しているというところでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 6月のときの発言でもそうでしたが、やはり子ども部をつくる時の大前提として、定住促進というようなことをおっしゃっていられると思うんですね。それが子どもを育てやすい町ということにつながっているんだろうというふうに思っております。どこかの市の物まねをしないような那須塩原市としての筋を通ったものをつくりたいという、その考え方はとてもすばらしい考え方だと思います。

4月には一応子ども部ができる、それは完成ではない、そこのところはよくわかります。私としては、つくるということであるので、つくるとしても、組織は一部手直しをして、手直しをして、手直しをしてというふうにやっていると、どこかでゆがんでくるものだと思いますので、ぜひ4月の段階で完成したものではなくてつくるといことなので、未完成でもいいので、少しずついいものになるような形にしていってほしいと思います。

一つ質問なんですが、今、生涯学習の中に青少年の部分が入っておりまして、18歳、子どもを18で切るか12で切るかと、あるいは二十でということになりますと、ほかの子ども部を見ますと、成

人式などもそこでやっているところもあるんですが、その辺の子どもと大人の境目みたいなものの所管はどうかさるつもりでいるのか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 教育委員会で行っている業務を子ども部の中で取り組める業務についても現在検討しているところではございますけれども、詳細のどの業務を子ども部に持ってくるかということにつきまして、先ほどから申し上げますように、現在検討を進めているというところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 市の組織をつくっていく中核になるところは、やはり企画部だというふうには私は思っておりますので、部長からまだそういうお答えしか来ないということは、お話しの中で進んでいても、今は話すことができないというふうに理解をいたします。

それにしても、4月から始まるものを12月の議会で条例を出すということであれば、子ども部の中の体制、何課で、そして何人ぐらいの体制で、そして、じゃ、場所をどこに持っていくのか、その辺のところは少しはお話しができるのではないかなと思いますので、お聞かせいただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 現在検討中というところではございますが、現在想定をしているところでは、子ども部の中の課については2課体制というような形で考えているところでございます。

議長（中村芳隆君） 答弁漏れがありますので。

企画部長（片桐計幸君） 場所につきまして、現在の子ども課の部分が非常に狭いと。1階部分、本庁の1階部分が狭いということで、先日、新庁舎建設の市民の懇談会の委員さんも、この庁舎、ご視察していただいたんですけども、庁舎が非常に狭いですねというようなご意見もご置きます。というところで、新たな部をつくるということに對しまして、どこに配置するかということも現在検討しているというところでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 那須塩原市の市の仕事をしているところは、本庁か西那須野かあるいは塩原の庁舎か、あとは出先かということで決まっているでしょうし、数年後には新庁舎ができるということであれば、簡単に新しいものもつくらないだろうと思しますので、多分どこかにおさまるところにおさまるしかないだろうということで、お答えをいただけないということは、まだいろいろところで検討しなければいけない課題があるんだなというふうに理解をいたしまして、これはそれ以上は追求はいたしません。

それで、今、2課つくるということでしたが、そういたしますと、今、子ども課にあるものの中で新しく入ってくるものだけを、申しわけないんですけどもお知らせいただきたいと思ひます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 新しく入ってくるころというようなことでございますけれども、全体的に今、検討を重ねているところでございまして、確定しているというところではございませんので、申しわけないんですけども、現時点での答弁は控えさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 最後に、具体的に一つ

だけお聞かせいただきたいと思ひますが、今、生涯学習課の中で持っている学童保育につきまして、先ほど市長も重要なところだとおっしゃいました。その部分は子ども部の中に入れるということぐらいはお答えいただけますでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 学童保育の関係ですけれども、学童保育につきましては、平成22年度に一度学童保育と学校と公民館の連携強化ということを主眼に、教育委員会へ配置したという経過がございます。一定の評価をされているということは伺っておりますけれども、さらなる学童保育の充実という点から、どこが所管したらいいのかというところで検討をしております、これについては市長が答弁しているように、子ども部の所管というようなことを前提に検討を進めているというところであります。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 曖昧なお答えですので、ぜひ学童保育につきましては、生涯学習課の中に置いておくのではなくて、子ども部、新しくできる中に来年の4月から入れていただきたいと、これは要望いたします。

次に、2番目になるんですが、手直しをする部署はあるのかということでお聞きたところで、定住促進の施策をもっと強めていきたいということで、シティープロモーション室があるんだと思うんですね。そのことを検討しているというようなことでしたが、それは、そうしますと、新庁舎ができる前に、そのところの部分の何か変更をしたいと考えているというふうに理解してよろしいのですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） シティープロモーションの関係ですけれども、来年度4月からの機構、組織の見直しの一つの重点的な課題として定住促進ということがあるわけですが、これまで本市が情報発信力が弱いというようなことを言われてきたということがございますので、情報発信力の強化をしていきたいということで、定住促進につながるということで、このシティープロモーションのところを充実するような組織も考えたいというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） そのところは期待をしたいと思います。情報の発信が弱いということは、情報を受け取る力も弱いということに通じると思いますし、市民にとりまして、やはりこれだけ大きな市になったのに、情報がなかなか届かない。タイムリーに届かない。思っているんですけども、それをうまく表現して出すことができない。書いてはあるんですけども、わかりにくいというようにいろいろ課題があると思います。それがシティープロモーション室というところでやるのがいいのかどうかということはよくわからないんですけども、ぜひそういうものを強化して行ってほしいと思いますので、そのところは要望したいと思います。

3番目の全体の組織見直しについての考え方についてなんですが、私は、やはりもう何年か後に市役所ができるということが決まっております、市民の方が入った委員の中でも、今の課題が出ておりましたし、それから職員の方からも課題を聴取したものが議会のほうに示されていたので、それは見ました。そういう中でやはり組織をつくるということは、建物というんですか、それとの兼ね合いがとても大きいと思うんですね。今、幾つかある中に、ばらけたところで少しずつ手直しを

しても、どこかでこっちがよければこっちがだめというふうになりかねないので、私としては、できるだけ動かさないで、運用の中でできるような形にしたほうが、市民にとりまして、それから仕事をしている職員にとってもいいのではないかと、思っているんですが、あと、28年度に後期が終わって新庁舎のところで検討していく。つまりもう検討していくんだと思うんですが、その検討してできたときの前に、ちょこちょこことやっぱり直していく気持ちなのかどうかだけ、そういうことをするのかということをお聞かせいただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 新庁舎完成まで順調にいきましても数年はかかるわけですし、その間に新たな行政課題というのがなければ、現状のままというのもあり得るんでしょうけれども、それは新たに発生する行政課題等に柔軟に的確に適切に対応していくという中では、組織というものも一部手直しをしながらというのを、暫定的なところでの手直しというのは考えられるかなというふうに思っていますけれども、大きなところは新庁舎というところをにらみながらの組織の作り方をこれから考えていっているというところでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 子ども部の新設につきましては、一番最初に市長が答えていただきましたような、そういう方法を持っているんだということで理解をいたしましたし、本格的につくるのはきちんと時間をかけるということでしたので、そちらに期待をしたいと思います。

来年度4月からの子ども部につきましては、場所をきちっとやはり考えていただいて、今、いき

ふれの中にも関係している部分がありますし、保育園もございますし、先ほど学童もまだ決めていないようなお答えでしたが、その辺もきちんとしていただいて、12月には組織が、そういう部分が出てくるんでしょうから、そここのところにきちんと入れ込んでいただいて、子育て支援、市民のためですので、しっかりとそここのところにサポートできるような、市民が使いやすいような子ども部をつくっていただきたいと思います。

組織の見直しにつきましては、やはり聞いておりますと、市庁舎ができるときにきちんとするということだというふうに理解をいたしました。まだ数年あるとはいえ、もう建物の大きさが決まっています、西那須野に何でも持っていければまた違うんでしょうけれども、それはそれでまた問題はありますので、プレハブをつくることもできないでしょうし、この議会棟がとて何かすきすきしていたというような市民の声がありました。かといって、ここをお貸しすることはそれはできないものですし、その辺のところを考えていただきまして、市民サービスと、それからそこで仕事をしている職員の方がいかにサービスを提供できるかということを考えていただいて、余りいじらないで運用の中でやっていただければいいなということで要望いたしまして、次の質問に移ります。

議長（中村芳隆君） 市長。

市長（阿久津憲二君） 要望なんですけれども、ただいまの答弁ずっと一連して、余りはっきりしたこと答弁できなかった。何でできないかと。今言っていることなんです。新しい庁舎ができたときにきちっとやろうといっても、今スタートできなければ、一遍にきちっとできない。それと、やっぱり新しい部、組織をつくるというのは、必ず人の問題がついてきまして、じゃ、いい部つく

って、とめどもなく人がふえていいのという問題もありまして、この人員の計画とか、ただ本市においては、これ私ちょっと今見ていないんですけども、1,000人当たりの職員数は多分6.91、これ非常に全国的に職員数の少ない市。こういうものも総合的に判断して、じゃ、どこまでなら職員がちょっと職員といっても事務職ではなくて、子ども部でとても必要になってくるのは保健師さんとか、そういう部門なんですよ。だからその点につきましても、相対的に協議をして、各課題を出し合って詰めの段階に入っていると。こういう形で本当に質問されて、いい答え、ぱぱっと答えられないの一番つらいんですが、いいものに向かって間違いなく前進していると受けとめていただいて、少し期待をしてお待ちいただければと思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 12月を期待したいと思います。

次に移ります。

2番目、宿泊体験館メープルの利用拡大について。

不登校の改善を図ることが目的の「メープル」がオープンして6年になります。そのプログラムは多彩で目をみはるものですが、利用する児童生徒は多くないと感じます。

なお、26年度運営の中には「利用率の向上に向けて」という項目があります。一方で、この施設は一概に利用者がふえることがよいとは言えないものだと思います。

そこで、この恵まれた施設を市外の児童生徒も利用できるようにしてもよいのではないかと思うことから、今後の運営と利用拡大の考え方について伺うものです。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、宿泊体験館メーブルの運営及び利用拡大の考え方につきましてお答えをいたします。

宿泊体験館メーブルは、市内の不登校児童生徒のための施設として6年前にオープンをいたしました。昨年度は、小学校では実人員11名、延べ47名、中学校におきましては、実人員34名、延べ269名の利用がありました。利用に当たりましては、事前に一人一人の児童生徒に対する十分な聞き取りを行い、その子に合ったプログラムを作成し、丁寧かつ継続的に支援を行っているところであります。また、職員の数や施設の規模から、現在一度に受け入れ可能な人数は10名程度でございます。そのような条件の中で、昨年度の利用者45名全員が学校への完全復帰、または部分復帰を果たしておりまして、不登校解消に有効な手だての一つであると、このように考えております。

一方で、市内の不登校児童生徒の中で、いわゆるひきこもりとなっている市内の児童生徒につきましても、一人でも多くメーブルにつなぐと、こういう意味での利用率の向上を目指していきたいとも考えておりまして、今後とも、引き続き市内の不登校児童生徒を最優先とする運営を行っていくということでありまして、市外からの利用については現在のところ考えておりません。よろしく申し上げます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 先日、メーブルを見てまいりました。質問しようと思って見てまいったわけではないのですが、どなたもいらっしゃらない中で、熊が出るということで大きなラジオがか

かっておりました。改めて全部見せていただいたんですけども、あ、こんなに泊まれるんだというように感じて帰ってきたんです。

それで、指導員さんが6人で、寮母さんと寮父さんが2人いらっしゃって、そしてトップの方がいらっしゃって、9人でやっていらっしゃるということで、予算決算規模でも3,000万円ぐらいは使っているんですね。今、お答え、ほかの方には使わせないんだと、10人でいっぱいなんだよと言われましても、何か、もと学校という施設で温泉があって、あの立派な庭があって、環境で、やっぱりもったいないなと思ったのが本当に正直なところで、今回質問をしたんです。

もうかなり前に、教育長さんではないときなんですけど、あそこのメーブルは、市のお金でつくっているんだから、市外の子どもは使うことはできないんだよとお答えになったことがあるんですけども、それにしても、それも変な話で、利用料を取ればいいわけですしというような思いで質問しています。

それで、10人がいっぱいいっぱいだということの理由が少し理解できないんですけども、それをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 今、議員がおっしゃいましたとおり、スタッフは館長を含めまして9人ということになりますけれども、宿泊を伴う活動がある場合には、当然のことながら職員がやはり泊まります。寮母さんはいますけれども、寮母さんは食事等の世話をさせていただくわけですので、直接の指導にかかわっておりませんから。そうしますと、一応、中の運営におきましては複数の職員が宿泊を一緒にすると。そうなりますと、館長を含めて7名のスタッフになるわけですが、その

職員をローテーションを組んで勤務させなければならぬとなると、必ずしも大勢の宿泊者を十分に受け入れるというような体制は、現在の組織の人数の中では、なかなか限りなく大勢の人に対して対応できるということは難しいという意味でお答えをさせていただきました。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） メーブルについては、いろいろなプログラムをやっているということが回覧も回ってきておりまして、それを見るだけでも、何か、別にひきこもったり不登校になっていない人でも、利用したいなというふうに思うような本当にすばらしいものがたくさんあるんですね。

まず最初に、教育は費用対効果ではかれるものではございませんけれども、とてもすばらしい施設で、あそこでそうやって45人の方たちが復帰できているということは、あってすばらしいものなんだというふうに思うんですよ。つまり、そこで利用価値があったと。そういうものを、例えば人をふやす、ある程度利用料をもらってでも人をふやすことができ、他市の方が利用できたら、不登校の子どもたちがもっと復帰できるというような考え方もできるんだと思うんですけれども、何か、今の教育長のお答えですと、もうこれ以上はふえないんだよと、ふやさないんだよと、人を。だから利用は10人なんだよと聞こえるんですが、そもそもあそこを、なぜ市内の子どもしか受け入れさせないのかという、受け入れることができないのかというのがどうしても理解ができないので、もう6年たちますし、そうやって実績があるなら、せめて県内の子どもぐらいは、じゃ、泊まりはしなくてもいいけれどもというところで、はっきりと。もう利用はできませんと言われてしまうと、何でというふうに聞きたくなるので、もう一度お答えいただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） まず、スタッフにつきましては、この人数が今後も最適であるかどうかというのは、また別の問題であろうと思っています。

また、そもそもこの施設の開設に当たっては、本市の児童生徒の不登校の数が他市町に比べて大変多いと。これは本市の教育の大きな課題の一つであると。そこを何とか解消したいという思いで開設に踏み切ったわけでありますので、まずはその本市の不登校の状況を改善するというところに最大の努力をしていきたいと、そういう意味から、まずは市内の子どもたちの不登校の解消に向けてのプログラムを充実させたりして、成果を、結果を出したいという私たちの願いがあるわけですので、引き続きそれをこの施設の中で実践していければということで考えております。

それから、一応プログラムとしましては、宿泊体験ということでAコース、Bコース、それからチャレンジ等があるわけですが、チャレンジや親子宿泊につきましては、一応あらかじめ期間を示して、この期間に実施をしますので希望のある方はぜひおいでくださいというふうに案内しております。しかしながら、宿泊体験Aコース、それからBコース、Aの場合は長期、約2週間にわたって、それからBの場合には2泊から4泊くらいまでという、そういうようなものでありますけれども、それについては随時受け付けるという形でありますので、子どもから利用をしたいんだという希望があれば、それに対応する、そういう体制を絶えず用意していくということも当然しなければなりません。

また、プログラムを実践するに当たりましては、その子一人一人のこれまでの状況についてつぶさ

に事前にアセスメントして、それに基づいて、この子にはどういうプログラムが合っているのかということを検討しながら、そして活動の最中には、こういう活動を提供したときに子どもはどういうふうに参加したか、それから、どういう思いを持ったかということ踏まえて、次の日のプログラムを、じゃ、どうするかということ絶えず検討しながら職員の方々はやっているというような状況にありますので、そういうようなこともご理解いただければというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 今、お話を伺っていて改めて思ったんですが、そういたしますと、私は、本市のその不登校の児童生徒は減りつつあるのだというふうに思っておりましたし、そういう意味では、改善しているというふうに思っていたんですけども、今のお話だと、まだまだ多いので、あそこの施設が必要だというふうな感じを受けたんですけども、あと、ひきこもりの方をどうするかということも先ほど言っておられましたけれども、やはりあそこの施設がフルに必要なくらい不登校のお子さんたちがいらっちゃって、大変だというふうな現状なんですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 議員もご承知のとおり、本市の小中学生の不登校の出現率につきましては、おかげさまで少し減少傾向に至っているということとございます。これは一概にメープルだけが効果があったということではなく、またハイパーQが効果があったというわけではなく、私は、一番成果を上げているのは、外の学校の先生方が、本当に丁寧に一人一人の担任している子どもたちを学校全体でかかわって、何とかその状況から改善していきたいというふうな、そういう取り組み

があって今があるのかなと思っています。

それで、宿泊体験館メープルもその一助となっていることは間違いございません。ただ、これが本市のその不登校の状況がどうなるかによって、今後、この宿泊体験館メープルをどういうふうに参加していくかということは、しかるべき時期が来れば、その時点で検討するというのも、将来的には否定はしないところでありますけれども、現状のままでは、じゃ、いつやるのかということについての明確なそのくくりというんですか、そこについては、まだ言及する段階ではないのではないかなと思ひまして、引き続き設置当初のものを、現在のところ、さらに成果を上げるべく努力をしているというふうにご理解いただければと思います。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 25年度の先ほどの実績が多いのか少ないのかはちょっと何とも言いえないんですけども、実人数で45人の方がということで、その方たちが何らかの形で巣立っていっているというか、よくなってきているというのは実績でいただいているんですけども、そういう中で、何かとても矛盾を感じるんですけども、利用率を向上するための施策ということを考えているみたいなんですね。そういうことがお話でもあったんですけども、つまりあそこを、市の子どもたちに特化して使うということはまだやっていくんだとしたら、本当に来られていない子どもたちというんでしょうか、そういう子どもたちを、何とかあのすばらしい、ああいうプログラムの中に入れてあげて、そして、きっかけにしてあげるといふ、そういう仕組みというのはとても必要で、その辺のところをいろいろやっつけらっしゃるとは思うんですけども、例えば、これは次の質問にも重なっていくんですけども、障害者のホー

セラピーというようなこととか、乗馬体験ということがありましたけれども、不登校の子どもたちのホースセラピーというものもあるんですね。別に、それをやれということではないんですけども、同じ教育部の中でそういうことを考えている中でいうと、片方は広くいろいろ使いたい、片方は市内のそういう特定の子どもたちだけのためというのは、何か、私は物すごくもったいないなというふうに思うので、もう少し柔軟な考えを持っていただいて、あそこの施設をどうしたら広く

不登校だけじゃなくて、子どもたちの障害というのは、障害というのかな、いろいろあると思うんです。いじめだってあるでしょうし、そういう子どもたちが使えるような、もう少し運用を考えていただく。外の方を扱うのがまだ無理だったら、子どもたち、つまり那須塩原市のその1万人の子どもたちがもう少し使えるというようなことは、やっぱり考えることはできないのでしょうか。議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） お答え申し上げます。

いろいろな思いを前向きに持っていただけるということは大変ありがたい、メープルについてのその価値を多面的に理解していただけるというのは大変うれしく思っております。ただ、かたくなにという、そういう気持ちで答えているわけではございませんので、当座、まずは、私たちが大きな課題としているものをしっかりと解消していくということ、それが、じゃ、どういう数値になったらそれは解消したと言えるのかということ、また一つの課題であると思えますけれども、その辺のところは、今後時間をかけながら、それから子どもたちの状況を見ながら前向きに考えていく。すごくすばらしい施設をああやって整備しているわけですので、それらを今後どういうふうに有効に

活用していくのかということは、将来において決して考えないものではないのではないかなと思います。

ただ、私たちとしては、今とりあえず目の前にある今の子どもたちについて一生懸命やって、一人でも多く学校復帰を果たして、しっかりと勉強や運動に元気に学校生活を送っていただきたいと、そういうものを目指していると、そういう思いを理解をしていただけたら、こんなふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） これからも、先ほどの質問にもありましたけれども、廃校もこれからふえていくわけですし、そういう中で、あそこは非常に、できるときにも地元の方といろいろあってでき上がった貴重な施設なんだろうなということを改めて今回思ったんです。

それで、確かに市内の子どものために特化してあそこを使っていくというのは正しい運用の仕方、使い方だとは思いますが、それによって子どもたちが学校に帰れば、本当に目的が達せられるとは思いますが、けれども、不登校の子供たちの原因は、決してあそこに行ける子どもたちだけではないですよ。あそこには行けない不登校の原因の子どもたちもいるわけです。そういうことを考えますと、あそこに余裕ができるということは、那須塩原市の子どもたちの不登校が減ったということになるわけですし、その辺のところを、今後、やはり市内の子ども優先で仕方がないと思うんですが、私としては、ほかのところのそういう子どもたちと交流するようなことを試しにやってみるということも必要だと思いますし、ぜひあの立派な恵まれたものを、こう決まりに沿ってだけじゃなくて、それこそ運用を少し緩めていただいて、いろいろなことに使えるような方向に持っていっ

てほしいというふうに思います。

全体として、不登校の子どもが理想としていなくなつて、あそこを利用する子どもがいなくなれば一番理想なんですけれども、そういうこともあつたと思うんですよ。そういうときに、じゃ、どうするのかと。突然要らなくなつてしまったでも困るでしょうし、そういうことも見据えていただいて、計画を立てていただきたいというふうに思います。

本当にすばらしい施設だということを、外から来た方は、あそこを見ると、そういうふうを感じています。ここにいらっしゃる方は、何か自然に恵まれて、当たり前だと思つているかもしれないんですけども、そんなふうに思いますので、ぜひあそこの利用の仕方につきましては、今後の課題として持つていっていただきたいと思つて、これで2番目の質問を終わりにいたします。

議長（中村芳隆君） ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、午前に引き続き3番目の質問に入ります。

3、馬場整備事業について。

青木サッカー場として既に使用を開始している仙台育英学園跡地の中に新規事業として計画している馬場整備事業については、26年度、5,100万4,000円の予算を計上しています。この中には工

事の設計、施設の改修工事、駐車場整備、そして指定管理者による管理運営費などが含まれ、管理運営に係る費用は半年分と説明がありました。ところが、8月8日、現地を視察したところ、馬場改修工事が着手されていないことがわかりました。また、管理運営についても計画が進んでいるようには思えませんでした。

そこで、改めてこの事業の全体計画と、今後の予算について伺うものです。

施設改修等のハード事業の進捗状況について伺います。

26年度予算では委託料を試算し、6カ月分を計上していますが、委託内容と委託先の条件等について伺います。

馬場を使つてのソフト事業（小中学生の乗馬体験の実施、不登校児童生徒、障害者を対象としたホースセラピー、市民への乗馬の機会の提供、乗馬愛好者への施設の貸出し）について、詳細な運営内容と今後の予算計上の考え方について伺います。

児童生徒の乗馬体験について、教育委員会事務局や市内の小中学校との打ち合わせ状況を伺います。

馬場施設の名称について伺います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） それでは、馬場整備事業についてお答えをいたします。

初めに、の施設改修等のハード事業の進捗状況についてですが、これまで県内外の乗馬施設や先進地の実施状況を視察をしまつてまいりました。馬場関係者や精通した方々の意見をいただきながら、既存施設を有効かつ効率的に活用するための情報

収集を行ってまいったところでございます。現在は、屋内馬場改修や関連施設の改修・整備の方向性が決定しましたので、設計業務委託の発注準備を進めているところでございます。

次に、の委託内容と委託先の条件等についてですが、委託内容につきましては、施設の管理運営としまして、馬の借り上げ、飼育、また乗馬指導などを考えております。

委託先の条件としましては、乗馬用の馬を保有していること、乗馬施設の運営に実績があること、動物取扱業の登録があり、その取扱責任者がいることなど、継続的に安定した運営ができる委託先を考えているところでございます。詳細につきましては、今後精査を行っていく予定です。

次に、のソフト事業について、詳細な運営と今後の予算計上の考え方についてですが、まず、運営内容といたしましては、多くの方に親しんでいただきたいということから、市民向けの乗馬体験、あとは小中学生の教育活動の一環としての乗馬体験、不登校児童生徒を対象とした乗馬体験などを基本といたしまして考えております。また、障害者を対象としたホースセラピーなど、環境を整えながら段階的に行う予定であります。今年度につきましては、本格的事業に向けた委託事業として、学校や施設と連携した乗馬事業を行う予定であります。

次に、今後の予算計上の考え方でございますが、事業運営上で不足する施設設備費や管理運営費などを当初予算で計上していきたいというふうに考えております。

次に、の小中学校との打ち合わせ状況についてですが、市内の小中学校長会において、馬場施設における乗馬体験等の事業の実施予定についてご説明を行ったところでございます。今後、実施に向けて学校との調整を図ってまいりたいという

ふうに考えております。

最後に、の馬場施設の名称についてですが、青木サッカー場敷地内にあるということで、その中に独立した馬場施設ができるということになります。今後、市民の方に親しんでいただけるような名称について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、再質問をいたします。

最初に、のハード事業の進捗状況についてなんですが、8月、見に行った段階では、何も手がついておりませんでしたし、まだやるような状況ではなかったです。なぜ、新規事業で当初の予算がついたものなのに、半年近く、半年はないですが、ここに来て、まだ何も手がついていないのかの説明をお願いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 今回の馬場整備につきましては、運営について詳細な情報というのが、まだ私たちの手元にそろっていなかったというのも現状でございます。そういった中で、一つでも多くの現に実施しているところの状況をつぶさに見させていただいて、判断をしていきたいというようなことで、視察等を中心に内容の整備を行ったことによりまして、結果的に、事業実施についてはまだ直接的な工事等には入っていないというのが現状でございますが、最初の答弁でもお答えしましたように、一定の方向性等も固まってきたので、今後、計画的に進めていきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 今のお答えなんですが、

新規の事業で26年度の当初の予算に出てきて、そのときにも結構いろいろな質疑や質問があったにもかかわらず、議会は通しています。新規の事業が始まるときには、計画を練りに練って出てくるものだと思っておりますので、今のお答えだと、まるで生煮えの状態が出てきたというか、余り考えていなくて、通ってしまった後に考えたとしか思えないんですが、その点についてはそのような予算の出し方でいいんですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 当初予算の際の計画の作り方が生煮えというようなお言葉だったかと思うんですが、当初予算で計上させていただいた内容につきましては、もちろん既存の施設を有効に活用していくという中で、施設の改修に係る経費というものは、もちろん一定の基準をもとに、現状の施設を見ながら計画を積み上げて、予算要求をさせていただいたところですが、特に、施設はありますが、運営という部分について、やはりそれは両輪だと思っておりますので、その運営の部分につきましては、当初見込んでいた内容の中で幾つか視察をする中で、疑問点といいますか、私どもとしても、もうちょっと一歩踏み込んだ内容の整理が必要だという判断があったものですから、当初の要求の段階で生煮えというような部分ではないんですが、それに不足する部分も一部あったということで、そういったものを、十分時間はかかってはしまいましたが、内容の精査をさせていただいたということでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 当初予算のときに私は質疑をしております、そのときに馬場整備事業の詳細をいただいておりますが、じゃ、この中で運営のことで、まだきちとしなかったという

部分は、どこの部分がどういうふう違って、先ほど、あとのことは当初予算でということは、27年度の予算で出していくということですよ。そうすると、ここにある5,100万4,000円のうちの工事に係るものが3,245万9,000円、残りが年間の部分の半分の部分で幾らかという出ている中で、何か大きく変わったことはあるのですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 今回、特にハード面については大きく変わったものはないというふうに私どもは認識しております。ただ、ソフト面の委託の中で、実際に乗馬に利用するための馬の借り上げ料であるとか、ただ借りてくるだけではなく、やはり調教もしなければならない、また、その飼育であるとか、その管理等々についての精査がより深く必要であろうということで、そういった部分についても、先進事例を参考にしながら今回精査をしているということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） あくまでも今年度中にこの計画は始めるということなんだろうと、先ほどの答弁でそういうふう思ったんですが、予算はこのまま5,100万4,000円でいくというようなことで、工事はそのままだけれども、運営はふえているということですよ、馬の部分がふえているというようなことだと思うんですけれども、運営についての予算はここに書いてあるものにふやして、お金はの中でやりくりするということがよろしいですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 運営に係る経費ということですが、ただいま私が申し上げました馬の借

り上げ料であるとか飼育、調教料というものにつきましても、当初予算の中で要求した中では一定を見込んでいたところがございますので、ただし、その額についての精査とか、そういったものを改めて行わせていただいたということで、今回、当初予算でいただきました委託費等の管理運営に係る経費は、基本的にはその中でももちろん賄いますし、半年ということで当初見ておりましたが、実施時期については多少おくれてしまうという現状もありますので、もちろんその中で、予算の中では対応はできますが、馬の部分を余分に追加をして運営するとか、そういうような考え方ではございません。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 工事が着手されていない理由は、わかったような、わからないようなんですが、とにかく、やっていないという事実があるのにもかわらず、今年度、これを全部予定どおりやるということだと思うんですね、今のお答えだと。

工事が終わらないと運営はできないものだと思いますが、今のお答えですと、そうすると運営はどのような、いつからどういう形でやるのか、工事はこれから着手をすると言うんですが、どういう予定で、あと残った今年度中にやるのか、その詳細をお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） まず、工事関係のほうからご説明させていただきます。

先ほども申し上げましたが、現在、設計業務について発注の予定でございます。その設計業務が終了後、一般的に工事のほうの入札、契約、工事というようなことで考えておまして、今現在で

は工事の竣工、完成が年明けになるであろうというように見込みを立てているところでございます。

また、実際に乗馬体験を行う運営関係でございますが、年度内工事竣工後、期間は今の段階では明確には申し上げられませんが、工事終了後、関係する資格のある委託業者さんと密に連携をとりながら実施をしていきたいということで考えております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 今のお話ですと、工事が年度内というか、年明けになるということは、運営していくのも年明けなので、年明けで年度内というところしかないので、とにかく手はつけたというところまでを持っていきたいというようなことだと理解をいたしました。でも、そもそも委託先を決めるとか、あるいは工事も、これ特殊なものだと思いませんか、改修にしても。そういうものを、今いろいろなところで研究をしているということですが、特に、何かこの馬場に関して、どなたか専門家の方から監修していただいたとか、そのアドバイスをいただいたとか、そういうことでつくったこの計画なんですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 工事の特殊性、また委託業務の内容について、特殊な部分はあるだろうということでの専門家からの意見ということなんです。まず工事につきましては、施設が運用できるだけの改修ということで考えておりますので、断熱材を除去したり、また屋根であるとか外壁等のサイディング等のいわゆる塗装工事、そういったものがメインになってくるかと思っておりますので、大規模な改修、築造というものは現在考えておりません。

それと、運営に関しまして、もちろん委託の内

容も含めてでございますが、複数の専門の方とも情報のやりとりをさせていただいておりますので、その中でいろいろなアドバイスをいただいていると。そういったものを生かしながら、委託の中うまく組み込んでいきたいというふうに今考えております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、これの一番最初に出てきた説明では、外の馬場もあったんですけども、今回は内馬場だけということで、あとソフト事業なんですけど、大きなサッカー場のほうも物すごくお金、6億とかかかって、まだでき上がらない状態ですよ。この馬場の改修と、それから、ずっとやっていくのに対して、どのくらいのお金を全体の工事で見込んでいるのかお知らせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 特に、馬場改修の中で今後の経費ということでございますが、一定の利用に耐えられるだけの施設の改修は、今年度の予算でできるというふうに私どもは考えております。

ただ、今後、事業の展開によりましてけれども、必要に応じては、やはり利用する子どもたちが多く集まるような場合には、やはりトイレなんかも必要になってくるかと思えます。そういった部分も含め、来年の当初予算に向けて積み上げを今しているところでございますので、総体でどのくらいかかるか、今の時点で明確な額については、まだ積み上げが終わっていないということでご理解いただきたいと思えます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 今回、この質問をするに当たって、私も馬場については全くの素人だし、そのソフトもハードについてもわからなかったも

のですから、自分なりに、それなりの専門家のところに行っているいろいろ聞いてまいりました。市でも、もちろん専門家に聞いていらっしゃるんですけども、そういう話を総合いたしますと、そんなにお金をかけなくてもきちんとしたものができるということを知ってきただけですけども、私はこの事業を、今なぜ聞いているかということ、後でそれは話しますけれども、そういう中で、市で見積もっているその工事が非常に高いような気がいたします、どちらも。その辺のところは、市はどういう方に監修とかご意見を聞いて、こういうお金を出してきて、新規なのに、まだ工事にも手がかからないで、練ってよくやると言っているんですけども、この予算でこの内容をやるというふうに決めたのか、そここのところを説明願います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 今回の改修に係る経費が高いのではないかとというようなご意見だったと思うんですが、積み上げの段階で既存の施設、約1,000平米ほど屋内馬場はございます。そういった中で最低限維持するために、やはり一部不足しているようなものを、塗装の直しであるとか、そういったものを、やはり一般的な単価というものを積み上げながら整理をした中に出てきている額でございますので、施設の整備の仕方、内容によっては高い安いというものが出るとは思いますが、今回、私どものほうで積み上げている額については、一般的な基準価格をもとに行っておりますので、改めて高額になっているというような認識はございません。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 工事とか建物をつくるというのは、専門の方がたくさんいらっしゃる

思うんですが、もともとあった馬場を、あの建物を改修するなり厩舎を改修するということは、もう専門家ではできないことだと思うんですが、今、研究をして発注をするんだということなんです、具体的にどういう方にそれを見ていただいて、これから仕事をしていく、あるいは監修をして、その運営をしていくのかお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） まず、施設改修につきましては専門の方ということ、ご意見がありましたけれども、既存の施設のそもそもの設計自体は乗馬ができる形で建設されているものでございますので、その機能を維持する、生かすための改修ということですので、あくまで、本当に塗装であるとかふぐあいの部分を撤去するとか、その程度の改修ですので、改めて馬場を整備改修するに当たって専門的な方のご意見を求めたということは、基本的にはございません。市職員の中の技術系の職員が現場を確認した中で、最低限必要な部分の積み上げをお願いしたということでございます。

また、ソフト面の運営につきましては、やはり専門的な知識が必要であろうということは認識しております。特に、障害者関係については、なかなか我々だけでは把握できないものもありますので、通常の運営については、先進事例を確認しながら、一定の理解を深めながら、私どもとしては運営したいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 次に、ソフト事業についてお聞かせいただきたいんですが、先ほど乗馬の体験とかセラピーというお話が出たんですが、今年度については、学校の関係の子どもたちを乗せることでこの事業をやっていくということでは

た。これにつきましては、じゃ、ほかのものについてはどういうふうにしてソフト事業を展開していくのか、それから、委託に関しても、この1,000万円近く出ている今年度の委託料は、これは減額をするのか、あるいは来年にどうしていくのかだけお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 今年度につきましては、ただいま申し上げましたように、子どもたちを中心に、可能であれば不登校児等についても対応できればというふうなことで、今、内容は検討しているところでございますが、来年度以降、新たな取り組み、事業を広げていくという部分につきましては、やはり市民の方に利用いただける、そういう施設にしたいということで、具体的な調整については、今後内容を整理しながら、来年度当初予算の中で計上していきたいというふうに考えております。

そういった中で、特に障害者の方等については、先ほども申し上げましたが、先進事例なんかを見ますと、事業を開始してから10年後にやっとそこにたどり着いたというようなお話も聞いております。それだけ、やはり内容的に十分な調整がないと取り組めないものかなという思いもありますので、そういった部分については専門家の方にいろいろアドバイスをいただきながら、今後の事業展開の中で検討していきたいというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） とりあえず全部、再質をしてから述べたいと思うんですが、4番目の児童生徒の乗馬体験について、学校にお話をしているということなんですけれども、これについては今年度から子どもたちを乗せたいということで、

その辺は、学校のほうは、とてもいいことだということでも受け入れてくださっているのかどうかお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 学校の子どもたちの乗馬体験を今年度予定しているということで、学校長会議の中で一定の考え方を示させていただいたというのが現段階の状況でございますので、これからハード面、ソフト面の整理をしていく中で、個別具体的に、やはり各学校長さんのご理解をいただくような取り組み、調整をしながら行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） そういたしますと、学校サイドでは、この取り組み、市が乗馬を子どもたちに体験させてということに関しては、特に教育委員会に言われて否定はしないんでしょうけれども、歓迎で、ぜひぜひ子どもたちに体験をさせたいので早くやってほしいというような要望はあったんですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 各学校からぜひぜひというようなお言葉はまだ聞いておりません。ただ、効果があるということは皆さんご理解をいただいているというふうに認識しておりますので、今後、調整の中で、ぜひうちの学校はというような学校が出ていただけるのかなというふうには思っております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 次に、教育長にお伺いしたいんですけども、学校は今とても忙しいと

思うんです。たくさんのことをされていて、特に那須塩原市は新しい教育ということで、英語教育とか、パソコンを使ってということをやりますけれども、それに加えて、この子どもたちを乗馬をさせる、それは、経験は何だって悪いことはないと思うんですが、そういうものが学校を窮屈にさせているというような、そういう感覚はあるのかどうかお聞きしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 今回の乗馬、馬場の利用につきましては、学校のほうに対しましては、新しい活動ということで位置づけるということではなくて、既に取り組んでいる活動の中に組み込むということで、できるだけ負担を少なくして、なおかつ子どもたちにとってはいい活動だと思えるような、そういう取り組みにしていきたいということで、校長会議の中でも話をさせていただいております。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 今年度は年度明けになってしまうのでしょうから、余りないとは思いますが、来年度以降に、もしこの馬場が動き出したときには、先ほども子どもたちの乗馬体験というのは大きな目的になっておりましたので、それについてはどんな方法で、例えば、先ほど、小中学生だと1万人からいる子どもたちを全員乗せるんだよとかというようなその計画は、どのように考えていらっしゃるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 来年度、事業を運営するに当たって、子どもたちの乗馬の体験の確保ということなんですけども、基本的には、ただいま教育

長が申し上げましたとおり、通常の授業の中でうまく組み入れていただきたいという前提を持っております。現在考えているのが、授業の一環として乗馬の体験をしていただくというようなメニューが一つ、また、個々に希望される子どもたちがいれば、それも受け入れていくようなシステムができればというふうに考えておりますので、1万人いる子どもたち全てということではなく、教育の一環は教育の一環として、また、子どもたちの希望としてあるものについては、希望の中で対応できるように検討していきたいというふうに考えています。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それではお尋ねするんですが、青木のサッカー場ができたときには、市内のサッカーを愛好している方を調べているんですね。多分、1,200人ぐらいだったんじゃないかと思うんですけども、それでは、乗馬を今、市内でどのぐらいの方が愛好者としていらっしゃるのかお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 市内で乗馬を愛好されている方の人数ということなんですが、大変申しわけありませんが、今回行おうとしている事業については、競技乗馬であるとかそういったものではなく、馬との触れ合いということを前提に考えておりますので、今現在、どれだけの市民の方が愛好されているかという部分についての数字は拾っておりませんので、申しわけございませんが、ご理解いただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 先に行きます。5番目を先に行きます。

馬場の名称についてなんですけれども、これは

今後というようなことを先ほどおっしゃいましたが、青木サッカー場の名前をつけるときに、ですから、20年とか21年のときなんですけれども、青木サッカー場は仮の名前だったんです。それで、条例をつくるに当たって、ちょっと前後いろいろあるんですけれども、市民にも希望を聞いたりして名前をつけるというようなことを議場でも発言している議員がいましたし、それから、市民サイドで執行部の方と話をしたときに、そういうことを発言されていることがあったんですが、いつの間にか、条例をつくるときに、たまたまと言っていましたけれども、青木サッカー場を「仮」というのを取って使ってしまったという経緯があるんです。それで、そのときにも、ほかの名前をもっと広く、サッカー場だけじゃないから青木の森とか、そういう総合的な名前をつけたらどうかという意見がかなり出ていたんですが、いつの間にか「青木サッカー場」になりました。

先ほどのご答弁ですと、ほかの名前をつけるような、別におっしゃったんですが、その辺、具体的にどのように考えていて、いつそれを決めるというふうに考えていらっしゃるのかお聞かせいただけますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 青木サッカー場の名称については、今ご説明があった経過かと思いますが、今回整備を行います馬場関係についての名称でございますが、まず、青木サッカー場につきましては、補助の申請等の関係でそういった名称を使用しているというのが一つございます。そういったいわゆる手続関係の中で、名称を変えることがまず可能かどうかとか、そういった部分も含めて現在検討しておりまして、新たな名称について

は、名称をつけるにしても、できるだけ親しみやすいもの、理解を得やすいものというふうには考えておりますが、関係法令の関係の中で改正が難しいというような場合があるかどうか、その辺は今後検討しているところでございます。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） それでは、ソフトの関係ともハードの関係とも、両方とも関係するんですけども、今、この本当に新規で出てきた馬場の事業というものが、私からすれば降って湧いたように、スポーツの計画にもなかった、でもそれを、議会は予算を通しているの、執行していくんだと思うんですけども、それについて市はよく専門家がいなくて顧問をつけるとか、どなたか学識経験者の方に来ていただいてというのを今もやっていらっしゃるんですね、いろんなところで。今までは、市の職員だってそのくらいの知識は持っているだろうという方がいるのにお連れしてくるということもあったんですけども、この馬に関しては、特に、先ほどの障害者へのホースセラピーあるいは乗馬の体験もそうなんですけれども、本当に専門家ではないとできないことだと思うんですが、それについてはどのように考えていらっしゃるんですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） まず、通常の運営につきましては、最初のご答弁でも申し上げましたが、やはり乗馬の施設を有している、過去に運営をしているという実績のある方をお願いしたいというふうに考えておりますので、一般的な乗馬体験については、ある程度委託先の中で対応できるかなというふうに思いはしております。

ただし、繰り返しになりますが、ホースセラピーと言われる、障害者であったり不登校児童生徒

であったりについては、相当、やはり専門性が高いのかなというふうに考えておりますので、そういった事業を新たに展開していくという段階になれば、もちろん、そういう専門性の高い方にぜひご指導をいただくような場面が来るというふうには私も考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） ずっと聞いておりました、また、もとに戻るような質問になるんですけども、新規の事業で出てきたもので、それも新しいもの、本当に新しい今までやったことのない事業で、それを3月に議会は通しています。今、工事がまだ着工されていないし、多分、何か委託の事業、委託の指定管理者でやるとおっしゃっていましたが、指定管理者を選ぶ段階にもなっていないんだろうと思います。そういう中で、今ずっとご答弁を聞いておりますと、本当はこの新規の事業を出す前にやらなければいけないことを、何か、通してしまってからやっているとしたら思えません。

例えば、今、最後に質問したホースセラピーについてはどうなのと聞いたのは、実は、やはり市の事業というのは、どこかそこら辺を掘ったらお金が出てきたから何かやるというのではなくて、市民の税金を、決算ベースでいけば4割ぐらいは市税が入っているわけですから、そういう中で、皆さんのお金を使ってやる事業に関して、新しいことで、それも今までやったことのないようなものであるならば、今、部長が一生懸命お答えになったことは、事業を出してくる前に全てそういうことを精査して研究して、そして、こういうものができるんだよと、こういうふうにお金は使うんだよ、こういう人にきちんと見てもらって、こうやったらこれだけの人が来るんだよということを

やってから出してくるものなのではないでしょうか。

私は、そういうことがなされていなかったので予算には反対しましたが、議会は通っています。でも、改めてきょう聞いていて、余りにも、こういう言葉を使っていいのかどうかわからないんですが、やはり何か、どう言っているんですか、ずさんという言い方はいけないのかもしれないですけども、私は、余り、ちょっと言葉が見つからないんですけども、何か、本当にずさんな計画で進めているようにしか思えません。

それで、議会が多数で認めた予算ではありませんけれども、やはり一旦ここで凍結するという考えはないのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） この事業について凍結というようなご質問かと思いますが、特に新しい事業というのは、いろんな前準備をしながら組み立てをして行うという流れも一般的だというふうには思っておりますが、どこまでやったら課題が出ないのか、完璧なものがスタートの段階でできるのかというのは、なかなかないのかなと私どもは思っております。

今回の事業につきましても、やはり内部でしっかり議論をしながら、一つの考え方を整理して進めているつもりでございます。それであっても、やはり事業が始まれば、何らかの課題が出てくる可能性もあります。そういったものを逐一把握しながら、少しでも効果的に運用できるようにやっていきたいというのが基本的な考えでございますし、今回、予算等も当初で認めていただいて、この事業の目的、趣旨についてご理解をいただいているということでございますので、今年度、この形でまずスタートさせていただき、その中で出て

くる課題を次年度以降改善しながら、よりよいものにしていきたいと考えておりますので、現在の事業を凍結するというような考えは持っておりません。

以上です。

議長（中村芳隆君） 20番、山本はるひ君。

20番（山本はるひ君） 私としては、もうこの際ですので、きちんと一度凍結して練り直してほしいと思います。今年度、新規事業として上がってきて、議会が多数で決めた予算であるのですが、私はやっぱりこの予算、おかしな予算で、計画がないのに出てきたというふうにはしか思えません。予算を一旦凍結し、計画を考え直していただきたいと思います。

市民にとって事業を進めるという意味が本当にあるのかどうかということを改めて考えて、そして、どうすべきかということを含めて考えていただいて、そして、今年度はもう、今やっていないのですから、このまま、手がついてしまったのを戻すのは難しいのですが、やっていないのだったら、今年度はこれを凍結して、そして考え直し、計画を練り直しということ強く要求いたしまして、全ての質問を終わりにいたします。

大変ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で20番、山本はるひ君の市政一般質問は終了いたしました。

鈴木 紀 君

議長（中村芳隆君） 次に、12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 皆さん、こんにちは。

眠い時間は通り過ぎたのかなというような部分もありますけれども、眠気を誘うような話し方になるかもしれませんけれども、ご了解いただいて、

通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

改めまして、議席番号12番、公明クラブ、鈴木紀でございます。

それでは、初めに、水道事業について質問をいたします。

安全・安心な水を安定して供給することは、市民が豊かな社会生活を送る上で最も基本的な行政サービスであると認識しております。合併時には旧3市町の10事業を引き継ぎ、早急に更新を必要とする老朽管対策や水道料金の統一化等、課題が山積していたと思います。合併後10年を経過しようとしている現在、これらの課題がどの程度まで解消されているのかを明らかにすることは、水道事業者としての責務であると考えます。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

初めに、経年劣化した石綿セメント管や鑄鉄管等の老朽管は、計画的に更新していると思いますが、その進捗状況についてお伺いをします。また、老朽管更新により有収率がどのように変化したか、お伺いをいたします。

次に、平成22年度に均等でなかった水道料金を統一しましたが、急激に高くなってしまいう料金に対し激変緩和措置を講じているようですが、その状況についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 鈴木議員の質問に私からお答えいたします。

水道事業についてですが、の老朽管更新の進捗状況及び有収率の変化についてお答えをいたします。

本市水道事業の経営指針となります那須塩原市水道事業基本計画、いわゆる地域水道ビジョンを平成20年3月に策定しております。この基本計

画では、安心・安全な水の供給を目指し、安定した配・給水の確保、危機管理対策の強化、健全な経営、環境保全を経営の基本方針として掲げ、これらの基本方針に沿って水道事業を展開しております。

お尋ねの老朽管更新につきましても、安定した配・給水の確保の具体的な施策として実施している事業であり、平成18年度末における残存延長240.4kmの石綿セメント管及び7.9kmの老朽鑄鉄管を計画的に更新することとしております。平成25年度末における石綿セメント管の更新済み延長は125.1kmで更新率は52%になります。残存延長は115.3km、老朽鑄鉄管の更新済み延長は6.4kmで更新率は81.0%、残存延長は1.5kmとなっております。

なお、有収率は、平成18年度69.3%であったものが、25年度には79.6%となり、10.3ポイント向上いたしました。

今お答えした中で、特にこの残存延長115.3km、それで、更新延長が125.1kmで、じゃ、半分ちょっとしかやっていないと、ちょっとこの数字を見ると思うんですが、大径管というんですか、そういうところを最優先でやってきて、この延長だけでは、工事費で見ると、また今度だんだん細くなって枝管で、それが残っているという状況も非常に多いので、現在、総延長では、もう半分ちょっとしかやっていないとお思いでしょうか、かなりの率で金額的には進んでいると、こういう概念的ですけども、理解をいただければ正確だと思います。

次に、の水道料金統一に伴う激変緩和措置の状況についてお答えいたします。

激変緩和は、平成22年10月に6つの水道料金体系であったものを統一し、平成22年12月検針分から新料金が適用されることに伴い、新料金がそれ

までの料金より高くなってしまふ方全員を対象に、高くなった分の一定割合を段階的に軽減しているもので、この軽減率は4分の2となっております。

なお、平成26年12月検針分から平成28年11月検針分までの軽減率は4分の1として、平成28年12月検針分以降については激変緩和措置の適用は全てなくなります。こういう状況で進んでおります。議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） それでは、順次、再質問をしていきたいと思ひます。

老朽管更新の進捗状況、また老朽管の更新ということと、また有収率が向上したことは理解をいたしました。

ただ、有収率がまだ低いという状況にあると思ひます。そういった中で、旧3市町ごとの有収率の状況と、また県内、また全国的に見て、どの程度の有収率の中で維持をしているのかという部分をお聞きしたいと思ひます。

また、さらに今後、有収率を上げていくために、向上させるためにはどのような対策が必要であるのかという点について、2点お聞かせ願ひたいと思ひます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（須藤清隆君） ただいま有収率につきまして2点ほどご質問がありましたので、お答えしたいと思ひます。

まず、旧3市町ごとの有収率についてお尋ねがございましたが、統合前につきましては10事業ございましたので、給水人口5,000人以上の旧上水道事業のエリアについてご答弁させていただきたいと思ひます。

平成25年度の旧黒磯上水道地区につきましては80.53%、旧西那須野上水道地区につきましては86.25%、旧塩原上水道地区につきましては

57.91%となつてございまして、平成18年度と比較いたしますと、ほぼ横ばい、もしくは大幅に改善されている状況でございます。

それから、本市の有収率が県内市町村と比較してはどうかというご質問でございますが、25年度分につきましては、まだほかの事業所との比較した資料がございませんので、平成24年度の水道統計によりますが、近隣市町村の中では上位には位置しているところではございますが、全国同規模の事業者もしくは県内の市町村の中では、市としては率は向上しているものの、まだ低いほうに位置している状況にあるということで認識をしているところでございます。

それから、有収率の向上の対策についてお尋ねがございましたが、引き続き石綿セメント管などの老朽管更新実施のほか、給水管からの漏水等も多く見られることから、配水管のほか給水管も含めました漏水調査、それから、それに伴います修繕を引き続き実施していくこととしてございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 24年度については、近隣では上位にいるということと、全国的には低い状況ということにあるものですから、そういう中で有収率をさらに上げていくためには、今お答えにありましたように、老朽管更新を進めるのと、また漏水調査が不可欠ということでもありますけれども、漏水調査については計画的に行っているのか、また実施をしていないと効果がさらにあらわれないと思うんですけれども、その実施状況、漏水の調査についてはどの程度の間を置いてやっているのか、こういった仕方でも漏水調査をしているのか、さらには老朽管更新事業も完了する時期に来ているのではないかなと思ひますので、2点お聞かせ願ひたいと思ひます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（須藤清隆君） お答えいたします。

まず、漏水調査についてはどのように実施しているのかというお尋ねでございますが、市といたしまして、市内全域をやらなければ効果がないと考えておりまして、市全域を幾つかに分割をいたしまして、1サイクル8年と申しますか、全域を約8年程度かけまして漏水調査を実施していくことになってございます。ただし、途中で有収率が極端に下がった地区につきましては随時調査を図りまして、漏水修繕等を実施して、率の向上に努めたいと考えてございます。

それから、老朽管更新の事業の完了はいつかということで、ご質問の中に、そろそろ来ているんじゃないかというお話でございましたが、市といたしましては、基本計画の末日であります平成28年度完了を目指しまして老朽管更新を進めているところでございますが、平成28年度の完了につきましては、現在のところちょっと困難な状況でございまして、現在のペースで進めますと、今後5年もしくは5年以上かかってしまう見込みでございます。今後、現在策定中でございますアセットマネジメントの計画のデータの中で、それらを加味した中で計画的に老朽管更新を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 漏水調査については8年ぐらいのサイクルというお話があったかと思えます。また、完了時期については、たしか10年ということで、平成28年ということで伺っていましたがけれども、今後5年ぐらいオーバーするようなお答えもありましたけれども、これは先ほど市長のほうの答弁にあったような、今、現状では、

更新については条件のいいところと、変な言い方ですけれども、だんだん条件が悪くなっていくところに行ってしまうのかなと。そのために計画がおくれるのかなと理解はしているんですが、その中で、何かアセットマネジメント計画と言われたと思うんですけれども、もう少し詳細にお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（須藤清隆君） ただいまアセットマネジメント計画についてのお尋ねがございました。現在、市といたしまして、このアセットマネジメント計画を28年度策定完了を目指しまして、25年度に策定に着手をしたところでございます。

このアセットマネジメント計画につきましては、現在、市水道事業の多くの施設につきましては、高度成長期時代に急速に整備されたものでございまして、老朽化が結構進行しているものでございます。また、今後人口減少等に伴います水道料金収入の低減が予想されている中でもございます。そのような中、中長期的な視点というんですか、30年から40年くらいになるかと思いますが、その視点に立ちまして、計画的な施設の更新、それから資金の確保に関する取り組みを組織的に行うための計画になるかと思えます。

この計画の中では、効果といたしましては、重要度、それから優先度を踏まえました更新投資の平準化、それから、計画的な更新の投資が行えるものと考えております。また、あわせまして施設全体のライフサイクルコストの縮減になるかと考えてございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 資産管理といいますが、そういったものなのかなというふうに理解をした

わけでありませけれども、平成26年度3月、その中でしっかりと計画を検討していくということですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次の激変緩和措置の状況についてですけれども、22年12月検針から28年11月検針分、6年間ということでの答弁だと思ひますが、26年12月検針より4分の1軽減となるということで、そういった中で、急激な水道料金の高騰というものは、個人、法人問わず大きな影響があり得ると思ひます。そういった中で、激変緩和措置を講じることは、大変重要な配慮であったと私も思ひております。また、6年間にわたって行われるということは、ある意味においてはきめ細かな配慮だったのかなというふうにも感じております。

ただ、その中で、やはり激変緩和措置ということに関しましては、緩和額、いわゆる減収額がどの程度あったのか、お聞かせ願ひたいと思ひます。
議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（須藤清隆君） ただいま激変緩和によります減収額といひますが、激変緩和を行った金額についてお尋ねがございましたので、お答えいたします。

市長答弁にもありましたとおり、平成22年12月検針分から激変緩和を実施してございまして、25年度末、25年3月検針分までになりますけれども、これの実績額につきましては約2億8,100万円ほどになってございまして、全体での見込み額につきましては、4億6,000万円ほど見込んでございしましたが、このペースでいきますと、恐らく全体としては4億円になる見込みでございまして。

以上でございまして。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 当初見込みが4億6,000万ということで、現時点では約4億円の減収にな

るのかなというふうなお話でありましたけれども、トータル的に見込み額より6,000万ほど低いということですが、その理由についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

また、4億円といへばかなりの額であると思ひますし、激変緩和の効果は確かにあったように感じております。ただ、一方で、水道事業という中で経営していく中においてはどの程度の影響があったのかと、また、12月検針分から軽減率が変るといふ答弁でありましたけれども、対象者への周知方法、そういったものは、当然広報等によって周知するんだと思ひますけれども、その対象者へはどのような周知方法をしていくのか、2点お聞かせ願ひたいと思ひます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（須藤清隆君） 激変緩和による見込み額が減額になった理由、それから、それに伴います水道事業への影響、それから、ことしの12月検針分から、また軽減率が4分の1になりますけれども、それらに対するの周知はどうするんだというお尋ねかと思ひます。

まず、激変緩和額が当初見込みよりも減額になった理由でございまして、実際のところ、明確な理由につきましては把握はしてございませませんが、激変緩和対象の方が多く住まわれている地区の人口減少、すなわち激変緩和対象者の方の減、それから、節水などに伴います有収水量の減少かと考えてございまして。

それから、激変緩和による水道事業への影響でございまして、現在の新料金算定の際に激変緩和導入につきましては検討をしたところでございまして。純利益につきましては年々減少はしていくものの、水道事業に必要な施設への整備、それから更新に必要な資金、いわゆる資本的支出予算、4条予算

というように申しておりますが、それらの補填財源の残高につきましては、ほぼ一定に推移する見通しになったことから、現在の激変緩和措置を実施しているところでございます。実施後の現状を見ましても、経営的な問題はないものというふう
に認識してございます。

それから、今後、ことしの12月検針分からの軽減率の周知方法でございますが、議員のご質問の中にもありましたとおり、市広報でお知らせするとともに、各戸につきましては検針時に検針票をお配りしてくるわけでございますが、その検針票の中にお知らせという欄がございますので、その中でそれらを記載しまして、周知を図っていきたいというふうを考えてございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 経営的には、現状を見ても何ら問題ないということのお話だったと思います。ただ、周知方法が、広報、またお知らせメモですか、またホームページなんか等も当然考えているとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

今回、水道事業の質問は、冒頭に言いましたように、3市町合併して、はや10年目を迎えようとしているわけです。そういった中で、老朽管更新事業については、たしか10年で140億という大きな金額が投入されて、更新事業をしているものと認識をしています。ただ、先ほども言いましたように、残っているところは立地条件等が悪いので、なかなか進んでいないのかなと思いますし、また、有収率についても数字的にはまあまあだということで理解をしております。

ただ、これらに甘んじることなく漏水調査をしっかりとしていただいて、また終了しても、さらなるアップを目指していただきたいことを強く要

望をして、水道事業の質問は終了いたしまして、次の英語教育の質問に移ります。

議長（中村芳隆君） 質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） それでは、次の英語教育の充実について質問をしていきます。

グローバル化が急速に進む現代社会において、何よりも国際的に通用する人材育成は日本にとって喫緊の課題であります。

そのような状況の中で、本市では今年度より国際共通語である英語教育の一層の充実を図るために、外国語指導助手（ALT）の全小中学校への配置と英語教育推進委員会を創設する英語教育推進事業を実施しています。また、今年度からタブレット端末を活用した英語授業も予定されています。

そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

ALTを全小中学校へ配置する目的についてお伺いをいたします。

ALTを英語教育以外に活用する考えはあるのか、お伺いをします。

英語教育推進委員会の役割についてお伺いします。

最後に、タブレット端末を活用した英語授業の内容についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、ご質問の英語教育の充実につきまして、順次お答えをさせていただきますと思います。

まず、 のA L Tを全小中学校へ配置する目的についてお答えを申し上げます。

A L Tを全小中学校へ配置する目的は、児童生徒に学校生活の中で日常的に英語を使用する機会を設けることで、英語によるコミュニケーション能力を向上させることとあります。また、児童生徒がA L Tと学校生活をともにすることによりまして、異文化への関心と理解を深め、同時に日本の文化や地域のよさを認識することが期待できます。一方、教職員にとりましては、A L Tと担任教師が事前に十分な時間をかけて授業の打ち合わせを行うことで授業の質の向上が望めるほか、教職員自身の英語によるコミュニケーション力や国際理解教育についての資質向上にも効果が期待できると、このように考えております。

次に、 のA L Tを英語教育以外に活用する考えはあるかのご質問につきましてお答えをいたします。

学校における英語教育活動以外にも、学校教育全般での活用といたしまして、A L Tは学校行事や給食・清掃活動、クラブ・部活動など、各学校の創意を生かした活動を行っております。長期休業中における活用として、この夏休みには、市内在住の小・中・高校生を対象といたしましたイングリッシュ・サマースクールを実施し、さまざまな活動を通して児童生徒がネイティブスピーカーの英語に触れる機会を提供したところであります。また、地域における活用として、既に幼稚園・保育園・児童クラブを訪問し、いずれの活動におきましても参加者から好評を得たところであります。今後は公民館活動への参加等も計画をしていると

ところであります。

次に、 の英語教育推進委員会の役割についてお答えをいたします。

英語教育推進委員会の設置目的は、市教育委員会が推進します小中一貫教育を視野に入れながら、A L Tを活用した英語によるコミュニケーション能力を育成するための方策を策定し、それらを各小中学校に示すことにあります。具体的には、義務教育9年間の英語指導カリキュラムを作成すること、また、コミュニケーション能力育成に効果的な授業方法について研究することを主な業務としているところであります。

最後に、 のタブレット端末を活用した英語授業につきましてお答えいたします。

今年度、文部科学省の委託事業で豊浦小学校が、I C Tを活用した教育の推進に資する実証事業の実証研究校となり、I C Tの活用が最適な指導方法の開発をすることとなりました。5年生の外国語活動でどうタブレットや電子黒板を活用するかにつきまして、夏休み明けから研究が始まったところでございます。

タブレット端末を活用した英語教育につきましては、授業中にタブレット端末を活用する場合と、自宅に持ち帰り、予習や復習として活用する場面が想定されます。どちらの場合も、市販の教材や教職員とA L Tが作成した映像資料等を用いて、児童生徒に外国の生活や文化等に興味・関心を持たせつつ、A L Tとの英語によるコミュニケーションを中心とした授業を展開する予定になっております。また、わかりやすい授業を展開するため、教材提示・情報収集機器としてもタブレット端末の活用に取り組んでまいりたいと、このように考えているところであります。

なお、豊浦小学校に導入しましたタブレット端末、現物をきょうお持ちしましたのでご紹介申し

上げます。これは、カバーがついているんですけども、この程度の大きさのもの、10インチになると思うんですが、これを子どもたちに、それから先生もそうですが、使っているというようなことでございますので、紹介させていただきます。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） それでは、最初の、は関連でありますので、再質問はまとめてしていきたいと思います。また、タブレット端末をこちらまで持ってきていただいて、誠にありがとうございます。その後に質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

小中学校の英語授業の中でALTの置かれている位置と申しますか、授業の中では、どうしても僕なんかのイメージでは、ALTが学校の先生になって全て教えるのではないかなというようなイメージを持っていたんですが、当然、英語授業の中には英語の担当の先生がいると思うんですが、そういった中で英語の先生とALTとのその打ち合わせは、当然していくと先ほどありましたね、打ち合わせしていくというようなことがありましたけれども、こういった授業の進め方をしていくのか教えていただきたいと思ひます。

それと、当然、小中学校、低、中、高、また中学校についても、ALTの活用時間と申しますか、そういったものは当然変わってくると思うんですが、その点についてもお聞かせ願ひたいと思ひます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） まず、お尋ねのALTが授業の中でどういうふうな動きと申すのでしょいか、かかわりを持つのかということでございますが、小学校につきましては英語活動というのがメインでございますので、担任教師とALTとが

コミュニケーションをすると。会話をすると。それをまず見せて、それに倣って子どもたちが簡単な活動をする、というようなお手本を見せるというようなことが小学校の場合には大変多いと思ひます。もちろん、あと、グループの活動になったときに、ALTも先生もそれぞれ入って、直接子どもとかかわりを持つという活動があります。また、中学校ですが、中学校につきましては、中学校の英語は話す、聞く、読む、書くという4つの技能を効果的にバランスよく指導していくわけですので、その中でALTの活躍する場面とすれば、話す、あるいは聞くという部分が大変有効になってくるだろうと思ひております。そのような使い方を中学校においてはやっていると、そう思ひております。

英語の授業あるいは英語活動の中におけるALTの活用の時間ですが、一応、私どものほうと申しましては、小学校につきましては低学年、1、2年生では月1時間以上、中学年、3年生、4年生につきましては月2時間以上、そして高学年、5、6年生につきましては月4時間、年間にして35時間以上の活用を促すようにしております。また、中学校につきましては、学校の規模が小規模校から大規模校までありますので多少差はありますが、私どものほうと申しましては、大・中規模校におきましては週2時間以上、それから小規模校におきましては余裕がありますので、3時間以上の活用ができるように、工夫をお願いしているというようなところでございます。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） ALTと英語の先生のその授業のかかわり方については、おおむね理解をしました。

その中で、今、活用時間ということでお尋ねをしましたけれども、中学生については、小・中

ろいろありますけれども、3時間、また2時間以上ということですが、ただ、親御さんにとっては、中学校3年生になってくると、どうしても控えているのが高校受験という部分が当然、念頭にあるわけです。そういった中で、なかなかこのALTの活用の仕方、先ほどは話す、聞くというようなことがメインというようなことでしたが、親御さんたちが心配している、そういった旨もあると思うんですが、そこら辺についてはどのように捉えているのか、また、どのように対応ではないんですけれども、していくお考えはあるのか、お尋ねをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） ただいまのご質問でありますけれども、中学校におきます英語の授業のあり方という部分ではあろうかと思えます。

確かに短期的な見方をすれば、当然、ほとんどが中学校3年卒業後、進路選択というのが出てきますので、それに備えた力をつけていかなければならないということもございませぬ。また、長期的に見れば、子どもたちが将来大人になったときに、英語を使ってしっかりとコミュニケーションが図れる、そういう力をつけていくということも、これもまた大切なことであろうと思っています。そのところをどうバランスをとっていくかということが一番大きな課題であろうと思っています。それで、それにつきましては、全ての時間ALTがかかわるということではありませんので、英語担当の先生がしっかりと授業をするというような場面もありますので、できるだけ子どもたちには総合的な力をつけさせていくような配慮をしていきたいと、こう思っております。

なお、それに高校におきましては、昨年からは英語の授業はオールイングリッシュを基本として授

業を行っているということでもありますので、子どもたちにとって、やはり英語が耳なれるということも、将来においては大変大切な力になってくるのではないのかなと、こんなふうにも考えております。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 短期的、長期的な見方ということについては、確かに私も、長期的な見方をすれば、当然、本当に大事なことなのかなと、そのように思います。ただ、いずれにしろ短期的なそういった受験が控えている部分もありますので、よろしく配慮のほうお願いしたいと思います。

学校の英語教育以外のALTの活用については、夏休みのイングリッシュ・サマー・スクールということで、私も参加をさせていただきました。非常に有意義なサマースクールであったのではないかなと思います。

そういった中で、このサマースクールの参加人数といいますが、小・中・高、それぞれあったと思うんですが、それとあわせて子どもたちがどのように変わったのか、その点についても少しお伺いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） まず、お尋ねのイングリッシュ・サマースクールの件ですが、当初、私もとしては、全体的に100名程度の枠で実施できるかなというふうに思っておりました。ところが、実際にふたをあけてみますと、希望者が殺到しまして、400人を超える希望がございまして、開催日をふやしたりして、それで、とにかく希望してきた子どもたちは全部受け入れようというようなことで実施をしたわけでございます。

私も行って見ていましたけれども、やっぱり最初はどうしても子供たち、距離を置きますが、瞬

く間にその距離が縮まりまして、お昼ごろになりますとA L Tを囲んで、車座になりまして、お弁当を一緒に食べたりというような姿が見えました。また、休み明け、ある学校では、子どもを対象にしたイベント、A L Tが大勢来てイベントをやったわけですけれども、そこのところでは、イングリッシュ・サマースクールでかかわったA L Tが来たんですね。その子が目ざとく見つめて、近寄って行って話しかけたりするという、そういうような場面も見られまして、大変効果はあったんじゃないのかなと、こんなふうに思っております。

また、全てのA L Tは、本市に住民票を置いて市民としても生活をしておりますので、さまざまなところで自主的にいろいろな場面で活動しております、休み中なども地域の夏祭りなど、そういうイベントにも出ていたりしているような姿も見受けられました。今後、11月に予定しております生涯学習振興大会、なしお博ですが、こちらのほうでは、何かの形でこういったA L Tたちがブースを設ける等の形で参加をするということも、どうも計画があるようにも聞いていますので、今後の活動についても大変楽しみな部分があるとう、こう思っております。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） サマースクールの効果も、本当に子どもたちがそのように変わって、この変わった中には私も入っております、本当に黒磯の駅前の盆踊りのときにも外国人がいたんですが、大層、話しかけたんですね、踊りをやらないかと言って。そのぐらいやっぱりこっちも何か素直に言葉が出たというか、そういった部分もありますので、やっぱり経験というものが大事なのかなというふうに感じもしました。

そういった中で、この「イングリッシュ・サマ

ースクール」以外に何か行ったものがあるようにちょっと伺ったことがあるんですが、お聞きしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） グローバルコミュニケーションのお話かと思いますが、実際に夏休み前にも一度企画化したんですが、天候の関係で実施できず夏休み明けになってしまいましたが、各学校の希望によりまして、そのA L Tたちが10人前後で学校に行きまして、一日その学校に滞在をして、その大勢のA L Tたちと、学年は違いながらさまざまな活動をするというようなことがあります。既に、夏休み明けには埼玉小学校、それから黒磯小学校においても、このGlobal Communication Dayということで実施をしております。

今後、それぞれの学校の計画に従いまして、順次進めていきたいというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） そのGlobal Communication Dayですか、中身的にはどういったものなのか、もう少し詳細にお聞かせ願いたいと思いますが。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 埼玉小学校の例をちょっとお話ししますけれども、必ずしもA L Tだけではなくて、埼玉小学校の場合には、ほかに国際協力協会の方々とか、それから、ほかの国籍の方も参加してございまして、それぞれの国の文化の紹介であったり、それから子どもたちと体を動かす活動、しかもそれは日本語ではなくて英語で行うということで、まさに、オールイングリッシュとは言いませんけれども、流暢な会話ではなくとも単語であったりしながら、あるいはボディランゲージであったりしながら、子どもたちがA

L Tとさまざまな活動を通して触れ合う、たっぷり触れ合うと、そういうような内容となっております。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 文化の紹介、またオール英語ということで、単語とかそういったものを使ってということですが、そういった中で、学校授業以外に、学校内といいますか、教職員との、最初の答弁にあったと思うんですが、コミュニケーション力が身につくというふうなお話もあったかと思うんですが、そういった中で、具体的には先生方とA L Tとの関係ではどういったコミュニケーションをつくっていくのか、そういったまた内容といいますか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 実際に学校に配置されてまだ日が浅いので、さまざまな活動にまだ至っていない部分もあるかと思いますが、配置されなくなった段階で、学校によりましては、英会話の本を職員室に置いて、先生方も積極的にかかわろうという、そういうような意欲を持っている学校が大変多かったのは大変うれしく思っております。また実際、学校の先生方のさまざまな会合、そういったところにも声をかけてくださって、本当に仲間として既に学校が受け入れているというふうなところもございます。

今後、冒頭に申し上げましたように、単なる英語活動の時間だけのA L Tという役割だけではなくて、まさに学校生活の中で自然に子どもたちが触れ合うと、そういうことをもっともっと大切にしていきたいというふうに思っておりますので、今後、そのA L Tという呼び方がいいかどうか、もう少し本市としての彼らの動きがわかりやすい

呼び方がないかどうか、その辺も積極的に考えていければいいなと、こんなふうに思っているところでもあります。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） もっともっと深くかかわっていったらいいのかなというふうなところが正直な気持ちであります。

最初の答弁の中にあっただのは、幼稚園とか保育園等々、また児童クラブ等々に訪問したということの話がありましたけれども、これからもお祭りとかイベント、当然入っていくんだと思うんですが、場合によっては、発達障害の施設だとか高齢者施設、そういった生きがいサロンだとか街中サロン等々もあると思うんですが、まずはそういう中に入っていくことによって、また可能性が広がっていくという部分はあると思うんですが、その点についての考えはあるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 夏休みの後半あたりに市内の幼稚園、保育園、児童クラブ等へ行きましたけれども、私たちも驚くぐらいに、園児たちは大人以上に、すごく積極的にA L Tとかかかわっていく姿が見られたということで、ある施設の園長先生は、とてもいい活動ができたので、またお願いしたいというふうに、別の場所で会ったときにその話を伺ったぐらいであります。今後、さまざまな活躍といいますか、活用の場がこれから出てくるかと思うんですが、本来の目的が失われないことをしっかりと見据えた上で、可能な部分については活用させていただければありがたいというふうに思っていますし、これからいろんなアイデアがどんどん生まれてくるだろうと思っておりますので、そういったことをここに期待している

ところでございます。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 先日、教育課の職員の人とお話ししたときに、英語は敬語がないんだという、そういったお話を伺いました。日本と違って、また本当に文化の中で育ってきた経緯かなと。日本はどうしたって、侍文化とか、そういった上意下達というような文化の中がありますけれども、英語にはそういったものがないというようなことを伺ったところであります。

本当に驚いたという部分があるんですが、先日、ある新聞で、グローバル時代の人材条件という土曜の特集記事があったんですが、そういった中で、民間企業を中心に、海外市場での開拓を担う国際感覚にすぐれた人材の需要はますます高まる中で、その数は不足しているというのが一般的な常識であると、国際舞台で活躍できる人材はどう育成すべきかという記事であります。ただ、その中で、グローバル人材というのは、今まではやはり英語が堪能だというだけであったということでありませけれども、これからは特にコミュニケーション能力が重要だというような記事でもありました。特に、例えば、国際会議の場で議長さんの役割というものの話があったんですが、いかにインド人を黙らせ日本人をしゃべらせるかというのがジョークであるというぐらいに、日本人はやはりそういった会議ではなかなか発言しないというようなのがあるみたいであります。

そういった中で、やはりこれからの諸外国との対応を考えると、ますます自分の意見はきちんとっていかなくてはならない、そういった人材が大事なのかなと思います。そういった中では、英語教育、非常に大事だと思います。

ただ、このALTの授業についても、自分なりに感じたところは、昨年行われましていじめコン

ソーシウム授業という中においても、やはり自分の意見をいかに言わせるかという、言っていたかどうかということを考えると、この英語を使うことによって、そういった差別、いじめがなくなるのではないかなというようなことをちょっと僕も感じた部分があるんですが、そういった効果的なものも認識があるのかお尋ねをしたいと思います。議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） ALT導入の冒頭申し上げましたとおり、この目的というのは、子どもたちに豊かな国際性あるいは国際的に通用するコミュニケーション力を育成することにあるというふうにお話し申し上げましたけれども、英語が話せるではなくて、英語で話せるということですから、要は中身が何なのかということであると思います。それは、日本語であっても英語であってもいいわけでありまして、相手にしっかりと伝えるものをその人が持っているかどうかということが、先ほどの議員がおっしゃったようなものなのであるというふうに思っております。

ですから、子どもたちには、積極的に人にかかわること、それから、もちろんですけれども、臆することなく自分の思いや考えを伝えると、そういうような態度をしっかりと身につけさせると同時に、相手に伝えるものをしっかりと自分が持つということ、それは、日本人ですから、日本語的な論理で考えてもいいと思うんですが、それを英語に変えて相手にしっかりと伝えられると、そういうメッセージをしっかりと持つということが大事ですが、そのメッセージを考える中で、自分と相手の違い、あるいは文化の違い、そういったものを当然のことながら考えるようになってくるわけです。そうなりますと、当然のことながら、同じではない、互いに違うものがあるんだという

認識をしっかり持てると、それが違いを認めていける、そういう心にもなっていくのではないのかなと、こんなふうになりますし、さらに言えば、相手への思いやりを持って接するそういう態度、そういったものも子どもたちの中には自然と育っていくのではないのかなと、こんなふうに期待をしているところではございます。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 英語を活用することによって、思いやり、相手の立場を理解しながら話を進めていく、ある意味においては、また思考力という部分も当然養っていくのではないかなと思います。

そういったことを考えますと、たしかA L Tは3年の計画というふうに何ってありましたけれども、そういった教育的な効果、人間性的な効果も考えると、さらにもっと長く延長するべきではないのかなと、そのように思います。

特に、教育については、短時間ではなく長い時間かかっての結果といえますか、そういったものが出てくるのではないかなと思うんですが、3年以後の計画というものを今聞くのは何なんですけれども、その後の計画も何らかの持ち合わせはあるのかお尋ねをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 議員ご認識のとおり、今後、ますます世の中というのは国際化が急速な発展を告げるだろうと思っておりますので、将来必要な人材、グローバル人材の育成というのは、日本全体としての喫緊の課題であろうとも思っています。また、2020年をターゲットイヤーとした、国としても、そういう人材の育成というものは大きな課題として捉えられているとも認識しておりますし、本市としても、あるいは市教といたしま

しても、そういう将来の社会に備えた人材の育成、子どもたちを教育していくことはとても大切なことだろうと、このように考えております。

ですので、そういった意味からも、本市の将来を見据えたときに、英語教育の推進というのは大変大きな重要な意味を持つであろうと思っておりますので、今後A L T導入の効果について検証しつつ、継続的な活用が今後図られていくように考えていきたいと、このように思っております。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 基本はやはり子どもたちだと思います。そういった中で本当に人材育成というものをよろしくお願ひしたいと思います。

次の質問ですけれども、英語教育推進委員会の役割について、先ほど小・中9年間の指導カリキュラムを作成というようなお答えがあったと思うんですが、それについての目標といえますか、そういったものをお持ちであれば、お尋ねをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） まず、英語教育推進委員会でございますが、この設置の目的は、改めて申し上げますと、本市が進めます小中一貫教育を視野に入れながらA L Tを活用したコミュニケーション能力を育成するための方策を策定し、それを学校に示すということが大きな目的となっております。

具体的には、今、議員がおっしゃいましたように、義務教育9年間の英語指導カリキュラムを作成すること、それからコミュニケーション能力育成に効果的な授業方法の研究、さらには、そのほか目的の達成に必要な事項に関することということで、全部で14人の委員の構成となっております。

特に、有識者アドバイザーといたしまして、文

部科学省国立教育施策研究所名誉所員であります渡邊寛治先生をお迎えいたしまして、委員長をお願いしております。また、教育委員会のスタッフ、ほかに小学校から1名、中学校から2名、さらには、既にこれまでも配置しておりました英語教育支援員、これら5名を委員として、14名の構成で現在活動をしているところでございます。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 委員の構成等を伺いましたけれども、成果目標じゃないですけれども、小中一貫の中でやってきた中でカリキュラムをつくるという中において、再度のことになりますけれども、その目標はどの程度に置いてあるのかという部分をお尋ねしたいと思うんです。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 一つには、作成したカリキュラムの評価をどうするかというのが、実際のところカリキュラムの問題では一番大きな問題であろうと思っておりますが、わかりやすく言いますと、最終的に、中学校3年生卒業の時点で、英検3級程度の力をつける子どもたちが50%だったかと思うんですが、そういった目標を掲げて、それに向けての計画を練っていくというようなことでございます。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 一貫校ということで、まだカリキュラムの中での評価と伺いますが、そういった部分については、3年生で50%以上、英検3級という程度の英語力ということで、期待をしたいと思っております。

また、委員の中では、有識者アドバイザーということで、渡邊先生ですか、ということで中心になっていくということで、ここの部分が一番中心核になっていくんだと思っておりますので、よろしくお

願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、国際交流も含め、ALTと地域のかかわりは非常に大切なことなるであろうと思っております。また、ALTの皆さんにとっても、日本を知る一番大事な身近なところで体験できるのかなというような期待をしてもおります。

また、先ほど来お話がありますように、我々にとっても、外国人と接するという点については、接していくたびに自信がついてくるといいですが、そういった効果もあるのではないかなと思っておりますし、子どもたちにとっては特にそういった部分が大事なのかなというようにも感じております。そういった部分で、しっかりとお願いしたいと思います。

ただ、そういった中で一つ懸念されることがあるのが、ALTの皆さんが何らかの事情で、親御さんが亡くなったとかという事情で突然帰国するといった、そういった緊急的な場合もなきにしもあらずなのかなという、そういった場合での対応をどのように考えているのか、最後にお聞かせ願いたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 以前にお話を申し上げたかと思いますが、中学校に配置しているALTにつきましては、教育委員会が直接雇用しております。一方、小学校につきましては派遣をお願いしておりますので、派遣につきましては、欠員が生じた場合には直ちに補充が可能だということも契約の条件の中に入っておりますので、大きな問題としてなることは余りないんじゃないかと思っております。

直接雇用につきましても、これまでも、何らかの事情があって帰国せざるを得ないというケー

スもございました。それについても、多少、間はあいてしまうこともあり得ますが、これにつきましても対応は可能であるというふうに考えております。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 次に、タブレット端末を使った英語授業についての再質問をしていきたいと思います。

これは6月の下野新聞なんですが、「英語授業を県内初文科省モデル校に指定」ということで、タブレット端末を豊浦小学校にということで、導入することが載っておりました。

そういった中で、先ほどもたしかお答えになったと思うんですが、文科省の実証授業というようなお話があったと思うんですが、具体的にはどういった内容なのかお尋ねをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） それでは、文部科学省のモデル校指定のことにつきましてお答え申し上げます。

この事業は、今年度、平成26年度単年度の事業といたしまして、文部科学省委託の「ICTを活用した教育の推進に資する実証授業」というのが名称でありますけれども、その中に3つの課題がありまして、その3つの課題の中の1つが、最適な指導方法の開発というものがございます。そこに応募いたしまして、本市の豊浦小学校が実証校として指定されたわけでございます。

具体的には、各教科等における指導の中にICTを活用することが有効な場面を授業実践し、その授業を映像収録、ですから映像として録画をして、それを来年度、全国都道府県と政令指定都市にその映像教材として配付をするというようなものがこの実証授業の中身となっております。各教

科いろいろな学校で実践が行われて、それが映像の資料として収録されることになるわけですが、その中の小学校の英語活動という部分で、本市の豊浦小学校が指定校になったというご理解をいただければよろしいかなと、こんなふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 映像を全国的に配信をしていくという中においては、保護者の方も多分に期待はしているのかなと。また、そういった部分の一方で、教える側にとっては大変なこともあるのかなというふうにも思うんですが、そういった中でお尋ねをしたいのは、そのタブレット端末を使っての英語の授業の中身のやりとりといたしますか、どういった形でそのタブレットを使ってやりとりをしていくのか。先日、山梨大学というところでのテレビで放映があったんですが、今までは講義型で全部一方的に話をしていました。しかし、4人ぐらいのグループに分けて、その中でのタブレット端末を使ってのやりとりというものがありましたけれども、ちょっとイメージできるようにお話をさせていただければと思うんですが、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） タブレット端末を使った授業のスタイルというのは、さまざまなものがあると思います。全体的なものとして使う、それからグループで使う、それから個人で使うというような形態が考えられますが、豊浦小学校におきましては、5年生全員に配れるだけの台数を整備させていただきましたので、個人に1台で使った場面というものも研究できることになっております。ですので、一つのイメージとしては、英語活動におきまして、ALTが登場して、何がしか

の会話とか言葉とか、そういったものを映像として教材として作成して、それをタブレットに入れておいて、それを事前に子どもたちが見て、次の学習活動がどういったものがされるのかということをおぼろげに事前に予習しておいて、それらを活用してたつぷりと、小学校の場合は45分の授業ですけれども、その中で活用の時間を確保するとか、そういうような利用の仕方というのを一つのイメージとして現在考えているというようなことであります。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 今回の我々委員会での行政視察も、そういった中で、タブレット端末の授業を2年生、4年生、6年生という中で視察してきたわけでありまして、2年生、4年生、6年生 6年生の先生については、やはり経験豊富な先生だったのかなという部分については、たくさんの気配りができていたのかなというふうに感じております。しかし、2年生については、授業生徒数がたしか9人だったと思うんですが、その中で、算数だと思うんですが、正解が6人、3人ができていなかったと。そういったときに、3人のほうに先生が集中的に教えてしまっていて、残り6人が手持ちぶさたで何もしていないという状況があったものですから、そこら辺については、やはりタブレット端末をいかに活用できるかというか、使い方になってくるのかなと思うんですが、そこら辺についても、しっかりと研修といいますか、そういったものをやっていていただきたいなと思いますけれども、その使い方についての危惧されているところはそれ以外にあるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 今回、タブレット端末

の導入、ICTにつきましては、実は国としましても、ICTを活用した教育の推進に関する懇談会というものがつい先ごろ、こういう報告書をまとめたような状況にありまして、これからいろいろその研究が取り組まれていくという状況にはあるということをご理解いただきたいというふうに思っております。

また、情報端末ですので、その機械的な操作についてもなれていかなければならないと思っております。

ただ、全てを先生方をお願いするということでは、これは大変負担が多くなるというように思っておりますので、今回、豊浦小学校の導入に当たっては、ICT支援員を常駐させるという形をとらせていただきました。

また、このICT支援員の常駐につきましても、実は、文科省の研究指定の中で、その費用につきましても含めるという形で研究指定をさせていただきましたので、十分にICT支援員の活用を、これも図っていきたいというふうに考えているところであります。

先生方は、ぜひ授業の中でどう生かしていくのかということをおぼろげに、まさに議員がおっしゃったようなもの、それがとても私は大事だというふうに思っておりますので、現在、豊浦小学校の先生方は、大変積極的にその活用について研究に取り組んでいるということでございます。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 豊浦小学校の名前も出ましたけれども、本当にあそこの、こう言うのは何ですが、教頭も一生懸命なのかなというふうに感じております。

ただ、そういった中で一つお尋ねしたいのは、なぜ豊浦小学校がモデル校指定になったのかなと、そういった部分については経緯も当然あるのかな

と思うんですが、そこら辺をお話しただけだと
と思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 以前にお話を申し上げたことにも関係すると思いますが、豊浦小学校につきましても、実はこれまでも、学校配当予算の中で独自にタブレット端末を数台導入して、学校独自の活用について研究を進めてきておりました。特に理科なんかでは、実験の難しい単元などでデジタル教材を活用した教材提示等であったり、あるいは特別支援学級におきまして、一人一人の子どもの学びのスピードに合わせた学習が展開できるような活用の仕方等、大変工夫をして学校教育活動の中に取り込んでいたという実績がございましたので、それらを生かした上で、さらに研究を進めていただくということで、豊浦小学校を研究指定させていただいたということになります。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） わかりました。

最後の質問になりますけれども、豊浦小学校が選ばれた理由、実績があったということですので、了解をいたしました。

これからなんですけれども、現在、豊浦小学校だけの英語授業という中でタブレット端末の活用ですけれども、今後の進め方はどのように進めていくのか、最後にお尋ねをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（大宮司敏夫君） 今後、タブレットをどう広めていくかというお話だと思いますが、これにはハード整備とソフトウェアの充実という2つがあると思っています。特にハードにつきましては、今般、豊浦小学校が耐震改修ということもありまして、いわゆるその通信環境の整備も同時

に行えたわけでありまして。Wi-Fi環境を今後どうつくっていくかということも、タブレットを使っていく上では大変重要な要素になってまいります。そういう通信環境を今後整備していく中でタブレットの導入ということもあります。

また、タブレットはあくまでも機器ですので、それを生かすためにも、必要な教育のコンテンツの充実、開発というものも大変重要になってくると思います。そういったものを、今回の豊浦小学校の研究指定の中でさまざまな課題等をしっかりと確認していきながら、今後そういった、先ほど申し上げましたようなハードの環境整備、それらもあわせて上で、計画的に市内のほかの学校にも整備ができていけば大変ありがたいなというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 12番、鈴木紀君。

12番（鈴木 紀君） 今回、英語教育の充実ということで質問をいたしました。これから人口減少、高齢化が進む中、学校と地域社会というところのつながりも重要な観点ではないかなと思えますし、また、グローバル化が進むという中で、その中心になってくるのはやはり人でありまして。そういった人と人とのコミュニケーション力をしっかりとつけていっていただきたいと思えます。

また、そういった中でも、日本国内を見ると、子どもの虐待、いじめ、さらには育児放棄、子どもの貧困問題等々、たくさん子どもにかかわる問題もあります。そういった中において、いかに教育を充実をさせていくのか、そこに焦点を当てるべきだと私は思っております。

また、環境に負けない人づくり教育、これも大事なことではないかなと思えます。どんな環境になっても負けない、環境のせいにするのではなく、その環境を乗り越えられる、そういった強い心を持った子どもを育てていただきたい、そのよ

うにも思います。

そういった中で、最後になりますけれども、英語教育を通して人とのコミュニケーション力、また、それぞれの五感を使った中で、しつこくなりますけれども、環境に負けない人づくり教育をよろしく願いをいたしまして、私の質問を終わりにいたします。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で12番、鈴木紀君の市政一般質問は終了いたしました。

質問の途中ですが、ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時08分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤村 由美子 君

議長（中村芳隆君） 次に、1番、藤村由美子君。1番（藤村由美子君） こんにちは。

1番、藤村由美子です。

通告に従って一般質問を行います。

1、合併10年に向けた検証について。

平成17年1月1日に、旧1市2町が合併して那須塩原市が誕生し、10年が経過しようとしています。来年、合併10年を迎えるに当たり、10周年を記念する事業がたくさん用意されていますが、合併そのものを振り返る話を耳にしません。

そこでお伺いします。

市として、合併10年に向けての検証は行った

のでしょうか、お伺いします。

合併する際の協定項目の中で実現できたこと、反対に実現できなかったこと、また現在進行中のものについてお伺いします。

現在の本庁方式は今後も継続するのでしょうか、お伺いします。

市民は合併してよかったと思えたのか、市民の間で一体感が生まれたのか、市としてどのように捉えているかお伺いします。

市民の一体感を醸成し、今後市が発展するために、市が考えている具体的な取り組みをお伺いします。よろしくお伺いします。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 藤村議員の質問にお答えいたします。

合併10年に向けた検証についてから順次お答えいたします。

の市として合併10年に向けての検証は行ったかについてですが、合併後、5年という一つの区切りを迎えた平成22年度におきまして、過去を振り返るといふ観点に立ち、合併協定項目と新市建設計画における施策について、行財政基盤、住民サービス、インフラ整備の3つの視点からの分類をいたし、合併の検証を実施いたしました。

検証結果につきましては、パンフレットを作成し、合併記念式典で配布するとともに、広報により市民の皆様に周知をしてきたところであります。

なお、本年度におきましては、合併特例債の期間延長に伴う新市建設計画の改定を行うための検証作業を行っているところであります。合併10周年という節目を迎えるに当たっては、未来志向で、次世代のために夢が育まれるまちづくりにつなげていけるような取り組みを行っていきたくと考え

ております。

次に、の合併する際の協定項目の中で実現できたこと、反対に実現できなかったこと、また現在進行中のものについてですが、合併協定項目につきましては、合併の方式、合併の期日等、多岐にわたるところであり、合併により目指していたものが実現できたかという視点に立ちますと、合併による行財政の効率化並びに合理化が図られ、人件費等の経費は着実に削減されたところであります。あわせて、合併のスケールメリットを生かした合併特例債を活用した大型事業も実施できております。

また、合併による広域的なまちづくりとして、本市の主要産業である観光施策が充実し、展開できることも広域的なまちづくりの一つであると考えております。

いずれにしても、県内の他市と比較し、本市の人口減少率が低いことは、合併をしたことによる一つの大きな効果であるものと認識しております。

次に、の現在の本庁方式は今後も継続するかについてですが、平成20年4月より、市民にとって簡素でわかりやすく市民サービスが向上する組織に改革し、職員にとっては、能力が十分に発揮でき、地方分権及び緊急課題等に対しても柔軟に対応できる合理的な組織を実現することを目的に、総合支所方式を廃止し、本庁方式としてまいりました。

現在、西那須野支所に上下水道部、教育部が配置され、一部分庁方式をとっておりますが、新庁舎ができるまでは、このような方式をとらせていただきたいと考えております。

なお、支所におきましては、新庁舎建設後も継続していく方向で検討しております。

次に、市民は合併してよかったと思えたのか、市民の間で一体感が生まれたのか、市としてどの

ように捉えているかについてですが、合併は、自治体の最大の行財政改革であると言われており、複数の自治体が一つになることにより、合併によるスケールメリットを最大限活用することで、より効率的な行政運営を図り、市民サービスの一層の向上につなげていくことだと考えております。

今後におきましても、合併の効果を最大限に生かすとともに、市民の皆様から、このまちに生まれてよかった、住んでよかったと実感していただけるまちづくりを進めてまいります。

また、那須塩原市は合併後間もなく10年を迎えるわけですが、その間、市民の皆様の一体感を醸成するための取り組みを進めてまいりました。平成22年度に実施いたしました市民アンケートの設問におきましても、5年前に実施したアンケートと比較し、「市への愛着」、「市政、まちづくりの満足度」は、ともに増加した結果でありました。

これらの結果も踏まえ、旧3市町の一体感につきましては、一定の成果は得られているものと考えております。

終わりに、の市民の一体感を醸成し、今後市が発展するために考えている具体的な取り組みについてお答えいたします。

国と地方の財政を取り巻く環境は、少子化の進行、高齢化の加速などにより、収入の減少を初め、社会保障費の増大、生産年齢人口の負担増、インフラ維持の困難などが見込まれ、大変厳しい状況に置かれている中、日本創成会議において、今さらですが、2040年度までに全国の896自治体で20歳から39歳までの女性人口が半減するとの試算が出され、消滅可能性都市となるおそれがあると発表されたことも、いまだ記憶に新しく、今や全ての自治体が危機感を持ち、人口減少時代における都市間競争に勝ち残るための方策を練っていると理解しております。

これらの行政課題について、市民の皆様と共通認識し、課題解決に向けた定住促進策を今後とも推進していきたいと考えています。

また、庁舎建設市民検討懇談会におきまして、委員から、市民の一体感の醸成を図るためにも、新庁舎が新市のまちづくりのシンボルであり、象徴的な位置づけになるようにとのご指摘をいただいておりますので、これらにつきましても今後の協議の中で検討を進めていきたいと思っております。

第1回の答弁にかえます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 市長、ご答弁ありがとうございました。

それでは、関連しておりますので、 、 、 、 についてまとめて再質問いたします。

市として、合併5年後に検証を行ったということで、市民の皆さんにも一度配布をしたというお答えをいただきました。合併10年の検証は、同じようには行わないのでしょうか、お伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 市長から答弁がありましたように、10周年に当たりましては、未来志向で次世代のために芽が育まれるようなまちづくりに取り組んでいきたいというふうに考えておりました。10周年という節目に当たって、改めて検証を行うということは予定してございません。

しかしながら、合併特例債の期間が延長されるということでございますので、新市建設計画につきまして、その改定に当たって、検証作業を進めているというところでございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 合併というのは、ある目的を持って大きな変遷を遂げたわけですから、通

常の検証にとどまらず、何がどう変わったのか客観的に検証する必要があると思っています。そのために5年後に検証もなされたのだと思います。

この10年の検証は行わない、自治体として一つ、もう次の目標に向かって進みたいということなのですが、市民への意識調査も行わないということではよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 市民の意識調査ということで、この意識調査がどういう意識調査かということもあろうかと思っておりますけれども、合併をしてよかったかどうかというような意識調査は考えてございません。総合計画を策定する段において、市民の市への愛着度、また満足度というようなアンケートについては行っていきたいというふうには考えてございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 合併10年ということで市民への意識調査は行わない、市への満足度というものでそれを判断なさるというお答えでしたが、この合併というのは、市民にとって生活基盤に変化をもたらしたものです。生活基盤の線引きが変わったことで、逆方向に足を向けなくてはならなくなった地域もあります。この市民のくすぶった思いは、本当に10年たって解決したのでしょうか。

スケールメリットを生かした合併特例債を利用して大型事業もされ、行財政の効率化を行って人件費の削減も進んだ、できたことはたくさんある、ですから、もう、合併というくくりでは検証も報告もせず、お祝い事業だけを行う。これから一致団結して次の時代に踏み出そうというのが市の現在の認識であるというお答えであったと思うのですが、市民は果たしてそこまで一体感を持っているのか、どうしても疑問が残ります。

例えば、市の合併に際し、各公共的団体も合併に取り組みました。統合する予定の団体は、この10年で全て一つになったのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 合併の協定項目の中に公共的団体の統合ということで、大きく捉えますと、統合という方向で進められているというふうには認識しておりますが、細部の細かな団体については、まだ統合がされていないという団体もござります。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 10年たって、統合が済んだところと、済んでいないところがあるというお答えでした。済んでいないところ、これはどのような理由があったのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 公共的団体という中で一つ、商工会というのがござりますけれども、統合に向けてこれまでも市のほうでは投げかけをしております。ただ、やっぱり民間の団体ということで、それぞれの思いというのがありますので、一概に強制的にということもできませんので、それは団体の状況を見守っているというところがございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 民間の団体であるので、強制力はないとのことでした。ただ、商業の団体が一つになっていないというのは、那須塩原市をこれから定住促進という大きな目的で進めていく上で、これがネックにならないか、とても心配しております。

女性団体の合併について触れさせていただきま

すと、旧1市2町、それぞれあった女性団体を一つにまとめるのは、確かに大変なことでした。しかし、市の合併前から準備をスタートしたこと、そして、統合するに当たり、旧市町の名前を使わないように班分けを行ったこと、そうやって、それぞれの地域意識を抑える工夫をしたことで、非常に早い段階で一つにまとめたのは成功事例であったと自負しております。それぞれの地域で行われてきた活動の歴史は貴重ですが、それだけに固執すると合併した意味がなくなります。本来、同様の目的を持つ広い地域の市民同士が、その活動目的を共有し、さらに衆知を集めて活動の質を高められるよう、広い視野に立って、広い心で活動を束ねていくことが必要だと、あのとき実感しました。

本庁方式については、新しい庁舎ができるまではこの状態でいき、支所も残すというお答えでした。合併時の約束事である新庁舎建設の中で、今後、市民にとって最善の形を検討されるのだと思いますが、那須塩原市は、何といても県内2位の面積を有する広大な市です。合併して広範囲になったため、市民サービスを低下させないために支所を残して窓口業務を残し、ワンストップで利用しやすい新しい庁舎も建設するとなると、両方実現するというのは、財政的にも非常に厳しいと思います。この点はどのように解決するのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 新庁舎ができて支所は残すという方向で検討しているところがございますけれども、これから高齢化社会ということがございます。やはり身近なところで社会的弱者と言われる方々が申請をできるというような体制も、市として考えていかなければならないだろうとい

うふうに思っております、支所を残すということで検討しているところでございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 財政的に厳しいことについては触れられなかったんですけども、この新しく建設される予定の新庁舎が、先ほどの市民懇談会でも言われているような市民のシンボル、よりどころとなるには、市民が必要とする行政サービスだけではなく、例えば金融機関や郵便局、コンビニなど、市民生活に必要な施設が併設されることや、各地域から庁舎へのアクセス手段がきちんと確立されることが望まれます。市の行政機能がパワーアップし、市民生活の動線とうまくリンクさせることができ、初めてどの地域の市民も合併してよかったと実感できるはずです。

午前中の山本議員の質問でも出た点ですが、合併後は組織改編の際、庁舎のスペースの関係で部門ごと別庁舎への移動があったりして、市民も混乱しました。市民が庁舎やいろいろな施設の間を右往左往しなくて済むようになることが、合併してよかったと思える指標の一つとなると思いますが、新庁舎での本庁方式で解決するということがよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 新庁舎建設の中で、現在の一応分庁になっている部分は解消できるというふうには考えてございまして、その中で、そのさまざまなワンストップなサービスというものも実現できるだろうというふうには思っております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） バス路線の問題についても、これまで議会で、一貫して公共交通として都市計画と一緒に再考していただきたいとお願いしてきたところですが、新庁舎と各地域をどのよう

に結ぶのか、広がった那須塩原市全域の市民生活の目線に立って解決しないと、地域公共交通への不満は、ややもすると、合併したから不便になった、こんなはずではなかったという姿に、不満に変わってしまう可能性があります。この点に留意して、各地域から拠点まで、拠点から庁舎へ、これらの移動手段について市民のニーズを丁寧に検証していただくようお願いいたします。

あと、これも同様に、合併によりスケールメリットを生かした行財政の効率化を行い、人件費の削減が進んだとのことでしたが、職員数の削減を行いながら市民サービスをどのように維持しているのですか。市民が、市が大きくなってよかったと実感できるスマートで心地よい市民サービスは、効率化を行いながら、どのように実現するのかお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 合併の最大の目的というのが行財政の改革ということでございまして、その一つのものが職員数の削減ということだろうと思います。現在、職員数は合併当時よりも大分減ってきているということでございますけれども、それぞれの職務の見直し等を行いながら効率的な執行に努めてきているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 職員の方の大変なご努力のおかげだと理解いたします。

市民が合併してよかったと思えたのか、一体感が生まれたのかについて で見解を伺いましたが、市民に対して合併の10年を振り返る意識調査が行われない以上、現時点で合併そのものを直接的に評価する結果は出ていないと思います。

私が聞いてみた数人の方は、お祝いと言われて

も何がめでたいのかよくわからないという方や、まだまだ一体感がないという厳しいご意見の方、また、実感はないけれども、お祝いをするのは別に悪くないんじゃないかといった他人事のようなご意見もありました。このような状態で10周年を祝う事業が役所主導で幾つも開催されることに、私は、何かちょっと違うなといった感じがしています。検証なしに実態が置き去りにされているようで、手放しでお祝いする気になれないのです。本当にこれでいいのでしょうか。

そこで、 の再質問を行います。

市民の一体感を醸成し、今後、市が発展するために市が考えている取り組みを伺いましたが、都市間競争が今激しいので、定住促進を進めていかれるというお答えが主なものであったと思います。市民の愛着、満足度は少しは改善されているということでしたので、これ以上具体的に、細かい一体感を醸成する具体的な施策は出ていないのかなという気がしました。

この市民の一体感を醸成するために、どうしても私が気になっていることが幾つかあります。

まず、一番気になっているのは、市の代表的なお祭りのことです。市内では、旧3市町で行われてきたお祭りやイベントが、合併後10年間従来のまま行われています。もちろん、それぞれの地域で盆踊りなどが開催されるのは、地域のつながりを強める上で必要なことです。しかし、那須塩原市としてJRにポスターを掲載し、県内外から誘客するようなお祭りである、例えば巻狩まつりや花火大会など、これらが市の最北端の河川敷で行われているのは、那須塩原市の魅力を発信する意味で最適な場所と言えるのでしょうか。

新幹線がとまる駅が市の中心部に位置し、大通りもあり、歩行者天国にすれば、電車で来た来場者をピストン輸送する必要もなく、那須連山を真

正面に臨みながらお祭りが開催できると思います。合併10周年を記念して、一度市の中心部で大きなお祭りを行うことはできないのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 巻狩まつりを那須塩原駅の周辺でできないかというようなお尋ねということでよろしいですか。

一つのご提案、一つの考え方ということで受けとめさせていただきたいというふうに思います。

ただ、ざっと考えただけでも、キャパの問題であったりだとか、あるいは交通規制の問題あるいは駐車場の確保、さらには2次交通の問題等々ございますので、超えなくてはならないハードルがいっぱいあるんだということもご認識していただければありがたいなと思います。

その上で、私が思っているのは、やっぱりより多くの市民に親しまれて、より多くの市民が一体感を持っていただけるような祭りというのはどういうものかということになりますと、やる場所をどこでやるかということも重要なんだと思うんですが、それ以上に内容のところ、市民の皆さんがいかに関与していただけるような祭りにするか、そういうことがまず大切なのかというふうに思っています。

そういうことからしますと、我々としては、関係各位のご意見をいただきながら、今の巻狩まつりというものを、より市民力を結集して、市民の祭りにしていくというようなところが、まず第一義的なものなのかなというふうに認識しております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

交通規制や駐車場の問題など、難しい点がある

のはどの自治体でも同じことです。それでも、全国で人気のお祭りは、必ずと言っていいほど大通りで行われています。また、各公共的団体の合併のときにもお話ししましたが、それぞれの地域での伝統を重んじるばかりに、結局歩み寄りが行われないと、何のために合併したのかということになります。実際、巻狩まつりの歴史はそれほど古いわけではございませんので、まだ進化している途中だと私は思っています。

部長もおっしゃってくださいましたので、市民の血が騒ぐような、他県の市民も参加したくなるような躍動感ある祭りをするためには、開催場所や実施内容をこの機会に再検討する必要が私もあると思っています。それは同じ思いであるということでしたので、よろしくお願ひいたします。

この巻狩まつりについては、おっしゃるように、市民からたくさん意見を集めていただくようお願いして、もう一つ気になっていることが、蛇尾川があります。さきに触れた、合併がうまく進んだ女性たちがかかわる団体で会議を開く際に、いつも決まってネックになるのがこの蛇尾川です。この川を挟んで、どちら側の場所で会議を行うかが綱引きになるのです。草ぼうぼうの水なし川、那須塩原市に水源を持ち、市の中央を流れていながら那珂川河畔公園のような市民が集える場所もなく、散策できる土手もなく、せっかく一つになった私たち市民を、分け隔てる暗くて深い溝のようです。なぜ、ここが手つかずなのでしょう、とても不思議です。

この蛇尾川の河川敷について、今後市民が利用できるように整備される予定はあるのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 蛇尾川における整備

でございますが、公園の整備というようなことが考えられると思うんですが、現在、那須塩原市におきましては、都市公園と言われる公園が、大きなものから小さなものまでを含めると、42の公園がございます、そのほかに県の広域公園と言ひまして、那須野が原公園、1カ所ございまして、43の公園がございます。そういった公園の面積を市の人口で割りますと、住民1人当たりの公園面積というのが出るんですが、この面積が現在基準を満たしているということから、現在、新規の公園整備計画はございません。

そういった中にありまして、今回、蛇尾川の河川敷の利用ということでございますが、蛇尾川につきましては、通常は水が中流部、中間部におきましては流れてはございませんが、大雨等が降りますと、川幅いっぱい水が流れるというような状況もございます。

そういった中で、その面積の確保ができるかと、また、そういった施設を整備することが新市の一体感の醸成につながるのかどうかということも含めまして、今後、研究をさせていただければというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君に確認申し上げます。

通告内容からちょっとそれておりますので、通告内容に戻って質問をいただきたいと思っております。

1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 市民の一体感を醸成し、今後、市が発展するために市が考えている取り組みの中に、市民が集える場所を市の中心部に置くという考えがあるのかどうか伺いたかったので、この蛇尾川についてお話を入れさせていただきました。

では、あと1点、市と市民との協働の仕方について、幅広い市民の力を生かしてお祭りのこととかもやっていただきたいと思っているのですが、かかわった市民は住民としての当事者意識が育ちますので、さまざまな個性から飛び出してくるアイデアや意見、それをぜひ取り上げていただいて、難しい問題には市民をたくさんたくさん入れていただくようお願いしたいと思います。

お金をかけて専門機関に調査を依頼するばかりがベストの方法とは限りません。市民と行政の職員たちが自分たちの足で歩いて調査し、悩み苦しむ過程がまちづくりそのものだと思います。新庁舎にしても、地域公共交通にしても、お祭りにしても、全地域からたくさんの市民にかかわってもらって、一緒に悩みながら問題解決していく過程で強い一体感と郷土愛が生まれると考えています。

このようなことは、市として考えられていますでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 市民の一体感のために市民の意見をというようなことであろうかと思えますけれども、市民の協同の推進のための推進協議会というのができておりまして、さまざまな団体に加盟をしていただいております、市民が協働で取り組める事業等について種々検討を行っているということでございます。

そういった団体等の設立もありますので、そういった中で、これからも協働についていろいろな提言、ご意見がいただけるだろうというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 合併10周年の検証は行わない、計画どおりに施策が実施されているかどうか各部署で検証されており、市民に満足度とし

てアンケートをとっているから、それを合併に対する市民の意見として受けとめるということだと思うのですが、それすなわち、それが合併を検証することにはならないと思います。

経済成長著しかった昭和の合併のときのように、自然に時がたち、合併の成果が出るのを待っている、問題点の把握がおくれ、適切な次の施策展開につながりません。市の発展のために、今がターニングポイントだと思います。この数年の努力が、必ずや未来の那須塩原市の底力になると思います。

市民の一体感がまだ醸成できていないとすれば、どこに一体感をそぐ原因があるのか、何が足かせになっているのか、最後のしこりとして残っている問題を解決するためにも、ぜひ検証を入念に行い、その検証を今後の施策や10周年の記念事業に発展的に生かしていただくようお願いして、1の質問を終わります。

2、市民税等の出納に際し、市が金融機関に支払う手数料について。

これまで、市民税等が給与天引きされない市民は、市から送付されてくる納付書を金融機関に持っていき、納付していました。希望する市民は、一度に全期分を前納することもできましたが、前納報奨金が廃止されることにより、今後は分割払いがふえる可能性があります。市民が税を納付する際に手数料はかかりませんが、市民が納付した税金等を市が金融機関から受け取る際や、市民の口座から税金等を引き落とす際、市は金融機関に手数料を支払っています。それについてお伺いします。

どのようなケースで幾らの手数料が発生するのか、お伺いします。

現在、所得税の源泉徴収義務がある給与支払者（事業所）で市県民税の特別徴収を行っていない

い事業者に対し、従業員の市民税を源泉所得税と同様に給料から天引きし、事業者が毎月まとめて市に納付する特別徴収義務者への指定が進められています。これにより、特別徴収義務者がどのくらいふえるのか、市にとって手数料はどのように変化するのか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君の質問に対し、答弁を求めます。

会計管理者。

会計管理者（大島厚子君） それでは、のどのようなケースで幾らの手数料が発生するのかについてお答えいたします。

市税等を納めるには、大きく分けると納付書払い、口座振替の2つの方法があります。納付書払いには、金融機関、郵便局窓口やコンビニで支払えます。口座振替は口座から自動的に引き落としになるものです。

平成25年度納付書払いの手数料についてですが、指定代理金融機関、収納代理金融機関及び関東各都県、山梨県の郵便局で取り扱っているものは、1件につき5.25円で、8万8,179件、金額にして46万2,725円。全国の郵便局窓口で納付できる郵便振替分は1件につき30円で2,896件、8万6,880円。コンビニ納付は、地銀ネットワーク株式会社に1件につき57.75円で、12万2,109件、705万1,820円を支払っており、納付書合計21万3,184件、706万1,425円となります。

口座振替の手数料は、指定代理金融機関1件につき10.5円で、12万7,335件、133万7,009円。郵便局取り扱い分は1件につき10円で、1万2,712件、12万7,120円となっており、口座振替合計14万47件で、146万4,129円となっております。

総合計では、35万3,231件、906万5,554円の支払いをしております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 総務部長。

総務部長（和久 強君） 続きまして、私のほうから、の特別徴収義務者の数と手数料の変化についてお答えいたします。

まず、現在の給与所得に係る個人の市県民税の特別徴収義務者数につきましては約4,100件ございまして、平成26年給与支払報告書提出事業所の数は、県外の事業所を含めまして全体で約9,000件ございます。今後、市県民税の特別徴収義務者の一斉指定が行われた場合には、普通徴収への切りかえを約900件と想定しておりまして、これを除いた約4,000件の増加を見込んでいるところでございます。

次に、手数料の変化につきましては、新たに特別徴収義務者となる事業所からの納付件数の増加よりも、普通徴収から特別徴収に切りかわる従業員等のほうの納付件数の減少のほうを上回ることが予想されます。結果としまして、手数料は減少することになると想定しております。ただし、事業所がどこの金融機関を利用するかによりまして手数料のかかり方が異なりますので、現時点では手数料を想定するのは難しいものと考えております。

以上であります。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

それでは、について再質問を行います。

市民が市に対して納めるものには、市民税や保険料などのほか、保育料、給食費、水道料などさまざまなものがあります。その中で、市が受け取るために必要な手数料について、市民が納付する方法別で教えていただきました。全期前納のメリットがなくなることで、全期前納者が少なくなり分割払いをする市民がふえると、市が支払う手数料は増加するのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） ただいまの質問でありますけれども、全期前納報奨制度というものがなくなって、どうなるのかというふうなご質問かと思えます。

平成25年度で申し上げますと、市県民税については、普通徴収の納税義務者は2万9,476件のうち5,952件、それと固定資産税につきましては、納税義務者5万6,863件のうち3万149件がこの前納報奨金制度を活用して納入されております。そんなところからしますと、納税そのほかに占める割合は大体4割というふうなことになります。

これがどうなるかというふうなことでございませうけれども、これも全ての方がというふうなことで申し上げますと、この方たちが各期で納めるというふうなことになりますと、かなりふえるというふうなことになるかというふうな想定はされるものと認識しております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） わかりました。報奨金がなくなったからといって、全ての方が、じゃ、もう前納しなくなるかといえば、そうとも限りませんので、非常に難しい判断だとは思いますが、少し変化する可能性があるということでもわかりました。

先ほど伺った、金融機関によって手数料が違うということでしたが、そのことについてもう少し詳しく教えていただけますか。銀行、郵便局、コンビニによって差がある、コンビニが一番高いということですが、そういうことですか、手数料によって違うとおっしゃっていたのは。

発言の訂正

議長（中村芳隆君） ここで、先ほど答弁しました会計管理者から訂正がございます。

会計管理者。

会計管理者（大島厚子君） 先ほど、の答弁で、答弁に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

先ほど納付書合計の金額が706万と申し上げましたが、760万1,425円となりますので、訂正させていただきます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 総務部長。

総務部長（和久 強君） それでは、手数料のかわり方が異なるというふうなことで申し上げました。回答させていただきました。これにつきましては、先ほど会計管理者がお答えしましたとおり、それぞれ手数料が違ってくるというふうなことでありますので、例えばコンビニ納付ですと57.75円かかるわけですし、郵便振替でありますと30円というような違いがございます。そういうふうなところでの違いということでございます。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） わかりました。

あと、コンビニは手数料が高いのですが、コンビニで納付する方も非常にふえています。このことについて、市としてはどのように捉えていますか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 確かにコンビニ納付はふえてございます。平成25年度の状況でございま

すけれども、12万2,109件という数字になってございます。これは年々増加しているというふうな状況にございまして、やはりそれだけ便利だということが浸透してきているというようなことかと思えます。そんなことから、やはり手軽に税金のほうも納められるということで、収納環境が随分よくなっているのではなかろうかと思えます。

そんなことで、明確な根拠はございませんけれども、収納率にも若干の好影響が出ているのではないかというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 市民の利便性が優先されていて、手軽に納められることから収納率がアップするというところで理解いたしました。

納付書等に、指定代理金融機関として市民が利用できる金融機関名が幾つか印刷されています。これらの銀行では、手数料の金額は全て同じだと思っていいですか。銀行だったら、銀行はどの銀行も同じということでもよろしいですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） これは市の指定の納付用紙を持っていけば、指定金融機関あるいは指定代理金融機関、そういうところでは料金は同じかというふうなご質問でよろしいのでしょうか。

であれば、全てそれは無料ということになります。

ただ、市の指定でない、例えば市の指定金融機関あるいは指定代理金融機関以外の金融機関のほうで振り込み等をしますと、通常の振込用紙で振り込みしなければならぬということになりますので、それについては、その納税する方、市民の方のほうがお金がかかってしまうと、そういうふうな状況がございまして。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） すみません、税金とかを払い込むとき、市民はお金がかからないということですね。

先ほど、市のほうが銀行に対して手数料を払っているのが、銀行に対して1件当たり、例えば5.25ということでしたけれども、これは市内のどの銀行でも5.25ですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 大変失礼をいたしました。

これは、指定金融機関であれば、その料金はかからないということになりまして、そのほかの指定代理金融機関のほうになりますと、手数料がかかる。つまり、市のほうからその手数料をお支払いするというようなことになります。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 市から払うのは5.25で、指定金融機関というのはどちらになるんですか、それは。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 指定金融機関はどこになるのかというふうなことでよろしいでしょうか。

本市の指定金融機関につきましては、足利銀行ということになっております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） あと、年金から市民税等を天引きされている方がいらっしゃいますが、それらに関しても市は手数料を払っているのでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

会計管理者。

会計管理者（大島厚子君） 年金のほうから天引

きをする場合、手数料がかかるのかというご質問だと思いますけれども、厚生年金、共済年金あるいは企業年金などの公的年金から特別徴収として差し引きされる市税については、直接年金から控除し、年金組織からまとめて市の歳入になります。そのため、市の手数料は支払っておりません。

以上です。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） 了解いたしました。年金から市民税等を引かれている方に関しては、手数料は発生しないということで了解いたしました。

ほかの市町村でも聞いたことがあるんですが、一定の金融機関で、市が手数料を免除してもらっているところはあるのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

会計管理者。

会計管理者（大島厚子君） 一定の金融機関で手数料を免除しているということですが、市のほうとしましては、市の公金を納める場合には、先ほど申し上げましたように、指定金融機関、指定代理金融機関、それと収納代理金融機関、みずほ銀行になりますけれども、それと、ゆうちょ銀行、そちらと協定を結んでいる、それと、コンビニというふうな形になりますので、それについての手数料については、手数料を払っている。ただし、先ほど申し上げましたように、足利銀行さんについては無料となっているという形ですので、それ以外の手数料無料、手数料がかかるという認識は、こちらのほうでは捉えておりません。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） では、例えば市民の方がその手数料を無料にしてくれている銀行を利用して納付する方がふえれば、市としては手数料の発生を少しは全体的に抑えられるというふうに理解してよろしいでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

会計管理者。

会計管理者（大島厚子君） 金融機関の選び方等につきましては、当市としましては、納付方法や場所については多様に用意しておるというふうに考えておりまして、納税者の皆様の納めやすい方法で納めていただければというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） わかりました。

次に、 について再質問を行います。

普通徴収だった会社では、今まで従業員がそれぞれ納付書を持って納付回数分納めていたわけですが、今後事業者は、毎月その従業員分を全部まとめて月に1回納めに行くことになる、全体的には手数料の発生は減るものというお答えだったと思うんですが、実は、夫の経営している会社で昨年大阪に営業所を出したところ、今年度から市民税の特別徴収義務者に指定されました。この特別徴収した市民税を従業員の居住している市に納付するために銀行に出向いたところ、地方銀行から、直接の納付は無理である、別の金融機関を1社通すため2倍の手数料がかかると言われ驚きました。先方の指定金融機関は都銀で、那須塩原市にはありません。ゆうちょ銀行なら大丈夫かと思ったら、これも関東と関西の壁があり、受け付けてもらえませんでした。わずかな市民税を納付するために想定外のことが発生し、戸惑ったのですが、このようなことは那須塩原市においては起こらないでしょうか、お伺いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） ただいま税金を払うためにお金がかかった、その銀行の指定の関係でというふうなお話でございました。

本市におきましては、郵便局との間で収納事務取扱に関する協定というものを締結しております。このような場合、全国の郵便局で支払うことができる振込取扱票、振込料金加入者負担というふうなものがございます。それを事業者へ送付させていただきまして、振り込みをお願いしているところでございます。それで振り込んでいただきますと、無料で振り込めるというふうなことになります。

ただ、市のほうとしましては、1件当たり30円の手数料がかかるというふうな中身になってございます。ただ、納税者にとっては、郵便局を使っただけであれば無料で振り込みができるという手だてをとっております。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。市としては30円かかっている、払う側のほうは全国どこからでも払えるように配慮されているということで了解いたしました。

参考までにお聞きしたいのですが、この特別徴収義務者となった事業者が納期までに税金の支払いを忘れた場合、ペナルティーはあるのでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） ペナルティーはないというふうに聞いております。

ただ、毎月、毎月、10日以内に納めるということになっているわけでございますけれども、やはりそれを一度ためてしまいますと、今度は一度にたくさんの税金のほうを払っていただくというふうなことになりますので、やはりそれだけ負担が一時期に大変になるということになりますので、やはり期ごとに定められたときに納めていただければ、事業者のほうも負担が軽い、そして市のほ

うもありがたいというふうなことでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（中村芳隆君） 1番、藤村由美子君。

1番（藤村由美子君） ありがとうございます。

4,000件ほど義務者がふえるというふうにお答えいただいておりますので、今後、その事業者に対しては説明会等が行われると思いますので、零細企業にとっては事務量の増加が非常に負担でありますので、丁寧に説明をしていただければと思います。

ちょっとわかりにくかったんですけども、手数料について今回伺いました。今まで税金というのは納めればいいと思って無頓着にいたんですけども、納付の際には市でも発生しているということを心にとめて、参考にさせていただきたいと思います。

魅力あふれるこの那須塩原市が、これから着実に発展の歩みを進めていくには、新たな住民をただ招き入れるだけではなく、穏やかで引込み思案な地元住民が団結して力を発揮し、願わくは市民主導で、それが難しいならば、せめて真の市民協働で、新たなまちづくりへと突き進んでいかなばならないと思っています。

合併10周年を機に、那須塩原市が新たな第一歩を踏み出せることを心から願って、私の一般質問を終わりにいたします。

ありがとうございます。

議長（中村芳隆君） 以上で1番、藤村由美子君の市政一般質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（中村芳隆君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。
ご苦労さまでした。

散会 午後 4時07分